

吳市教育委員会議題  
(令和6年1月30日定例会)

吳市教育委員会

令和6年1月30日

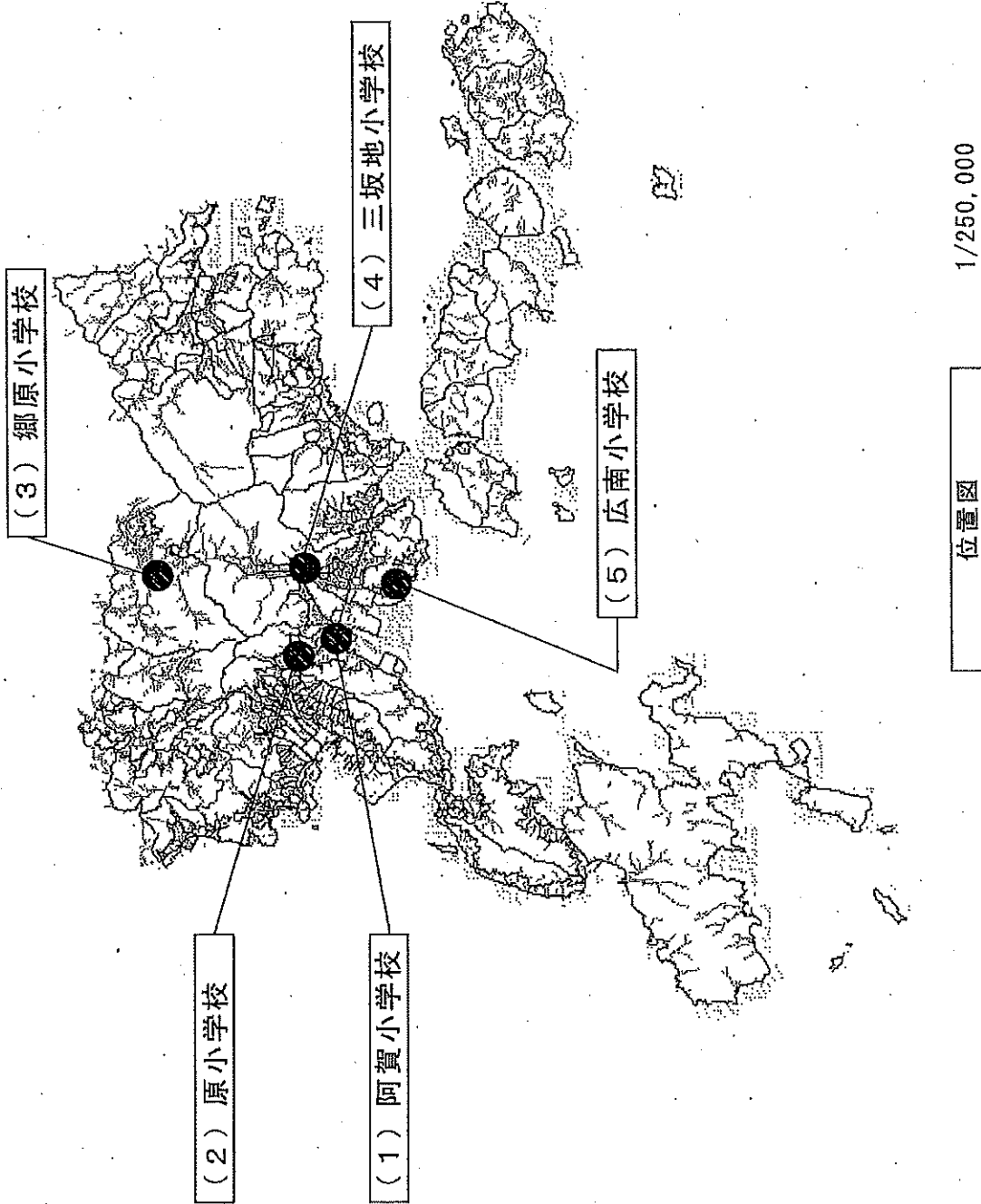
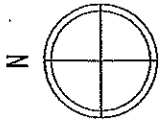
呉市教育委員会定例会日程

- 1 会期決定について
- 2 前回会議の報告
- 3 報告第1号 公共工事（教育部）の発注について（阿賀小学校外4校特別教室等空調電気設備工事）
- 4 報告第2号 寄附受納について
- 5 教議第1号 請願書について
- 6 教議第2号 令和6年度「呉の学校教育」について
- 7 報告第3号 令和6年度教育費予算復活要求について
- 8 教議第3号 呉市社会教育委員の委嘱について

公共工事（教育部）の発注について（報告）

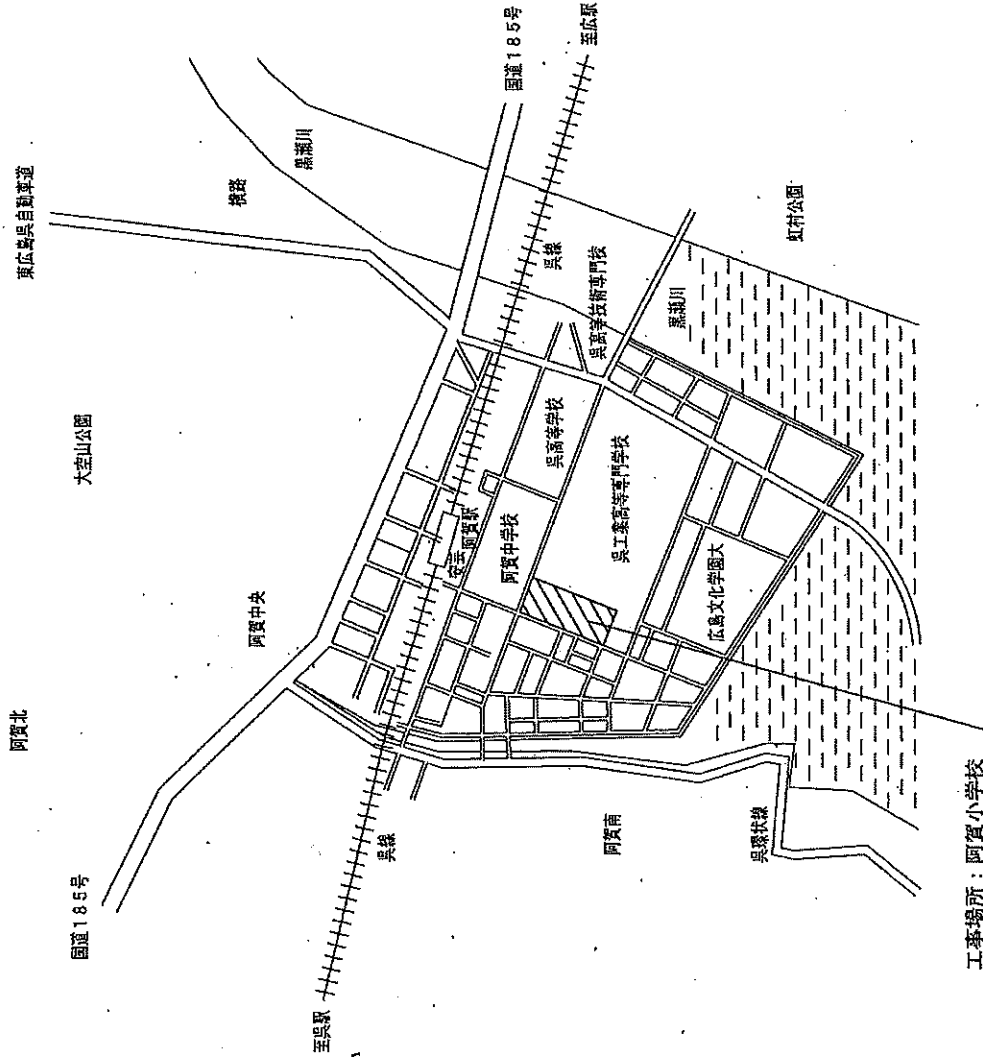
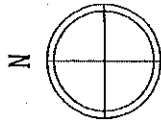
工 事 名	阿賀小学校外4校特別教室等空調電気設備工事
工 事 場 所	呉市阿賀南2丁目1番1号外
工 事 概 要	電灯設備，動力設備，構内配電線路，受変電設備，火災報知設備，撤去工事，発生材処理 各一式
完 成 期 限	令和6年3月31日
予 定 価 格	109,368,600円
契 約 金 額	109,340,000円
契 約 の 相 手 方	呉市阿賀北7丁目23番44号 有限会社 三戸電業 代表取締役 三戸 辰生
契 約 方 法	一般競争入札（事後審査方式）
契 約 年 月 日	令和6年1月9日
参 加 業 者 数	1者

阿賀小学校外4校特別教室等空調電気設備工事



阿賀小学校外4校特別教室等空調電気設備工事

(1) 阿賀小学校

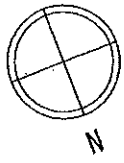


付近見取図

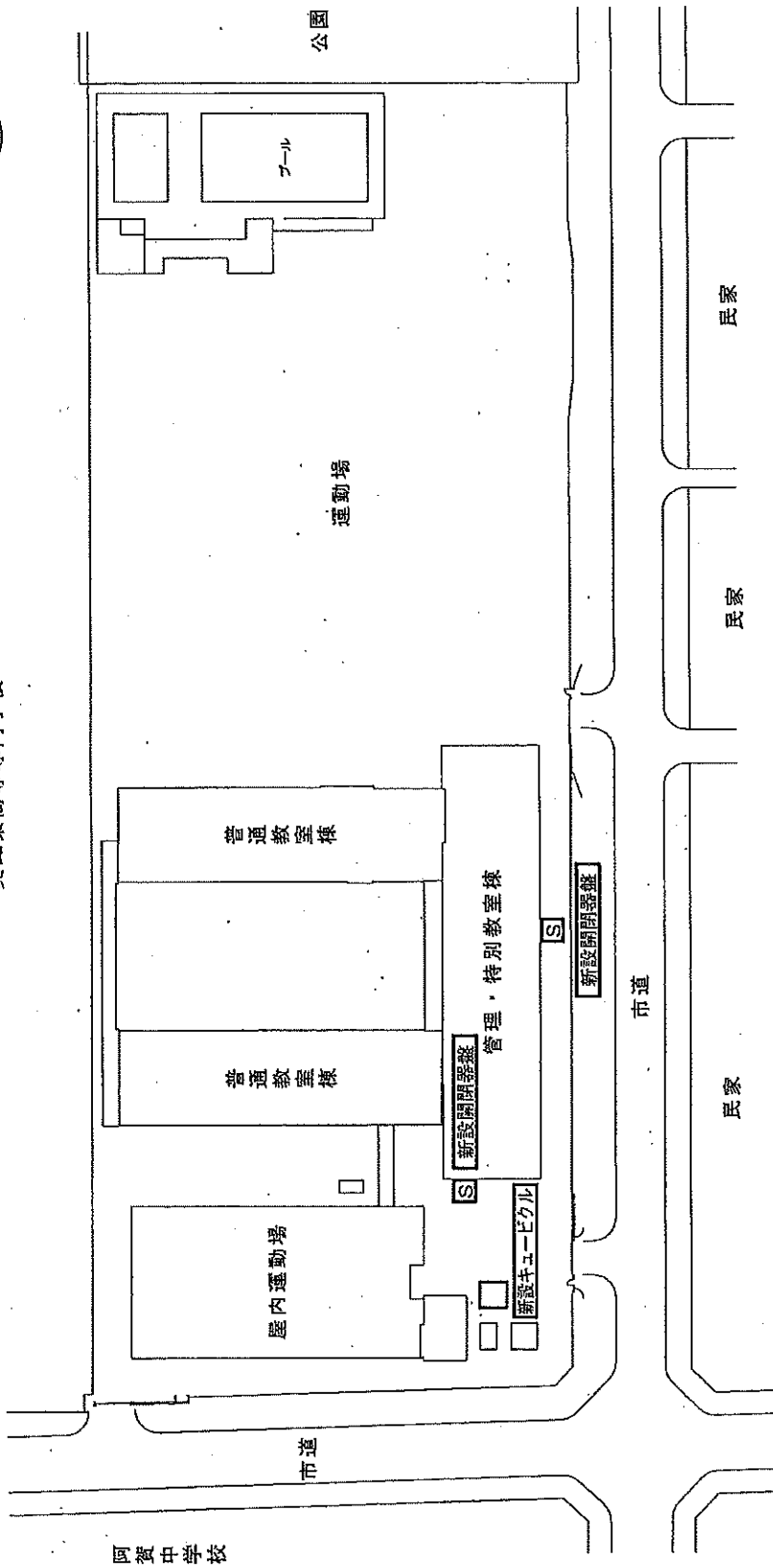
1/15,000

阿賀小学校外4校特別教室等空調電気設備工事

(1) 阿賀小学校



呉工業高等専門学校

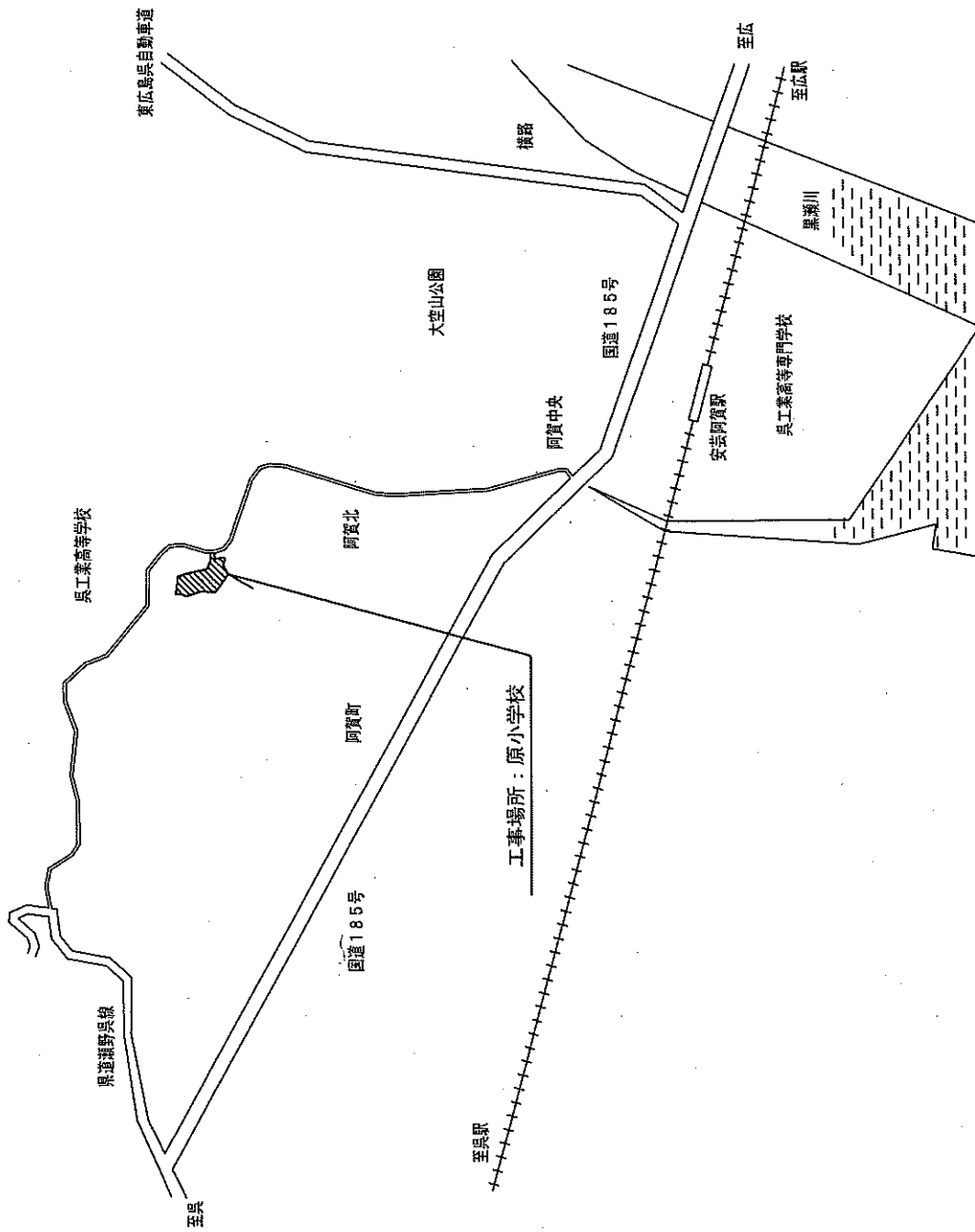
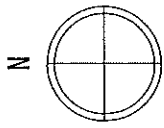


平面図

1/1,000

阿賀小学校外4校特別教室等空調電気設備工事

(2) 原小学校

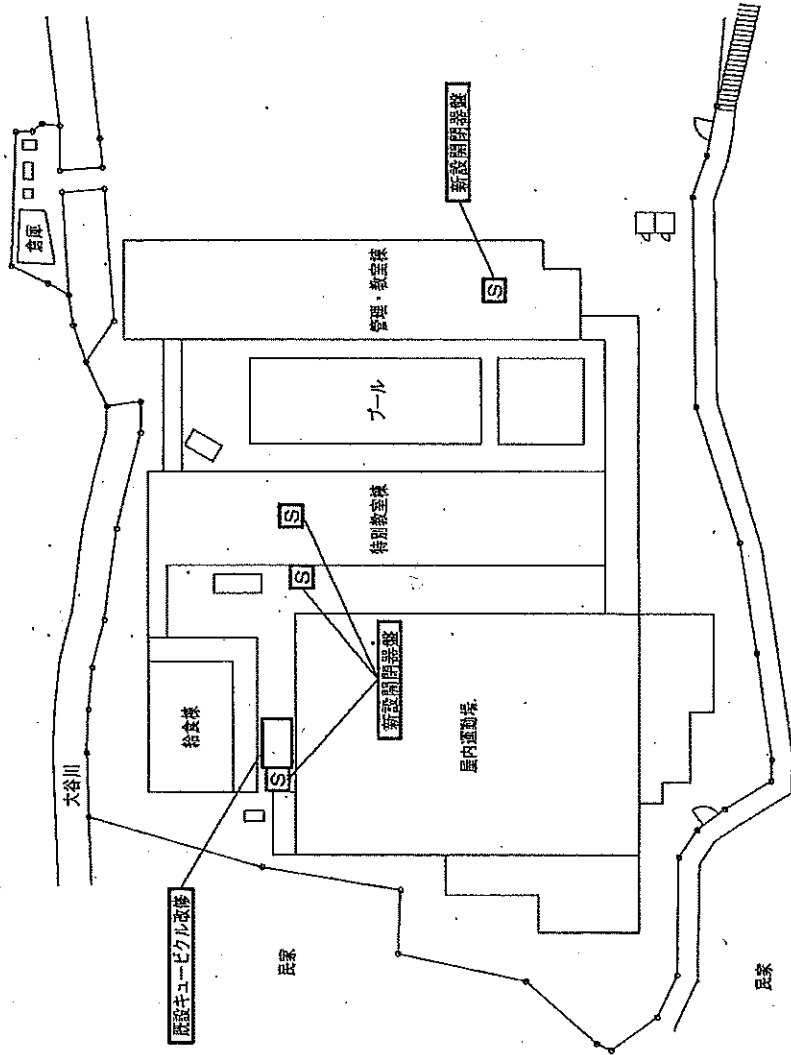
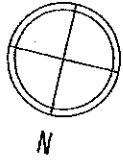


付近見取図

1/20,000

阿賀小学校外4校特別教室等空調電気設備工事

(2) 原小学校



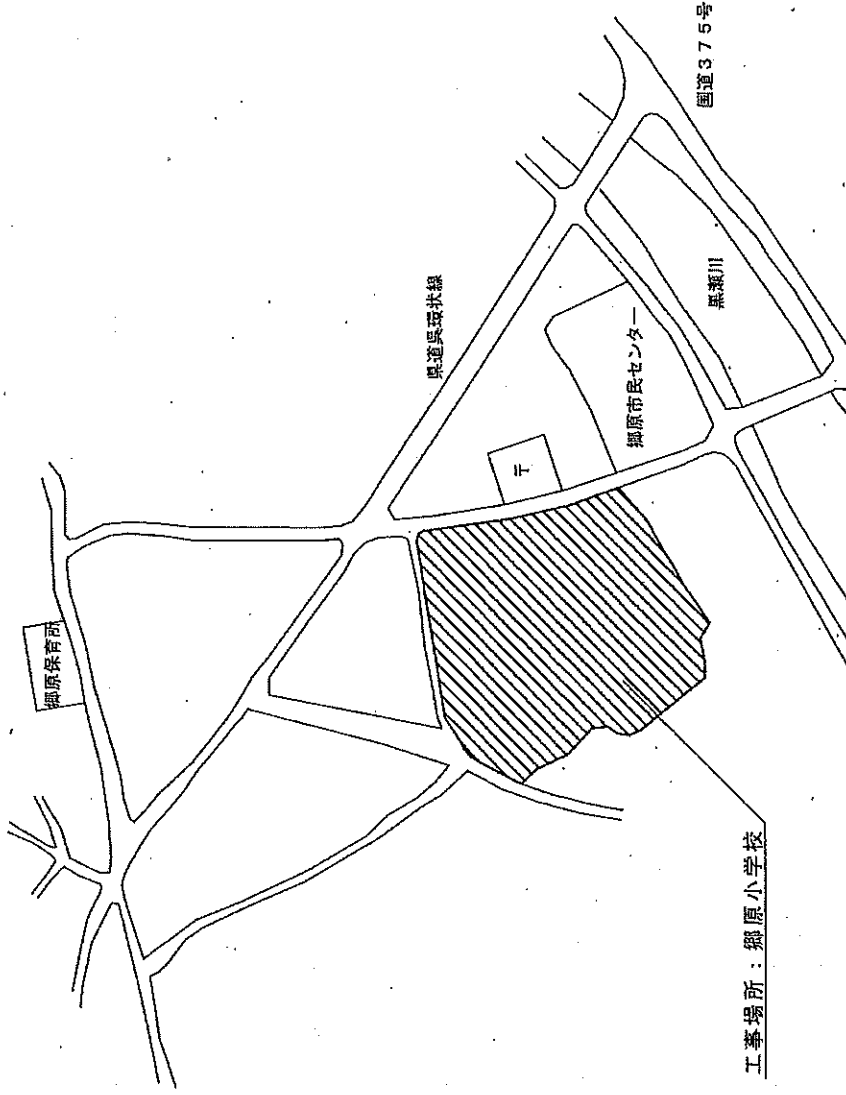
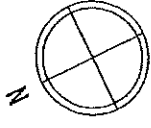
平面図

1/750



阿賀小学校外4校特別教室等空調電気設備工事

(3) 郷原小学校

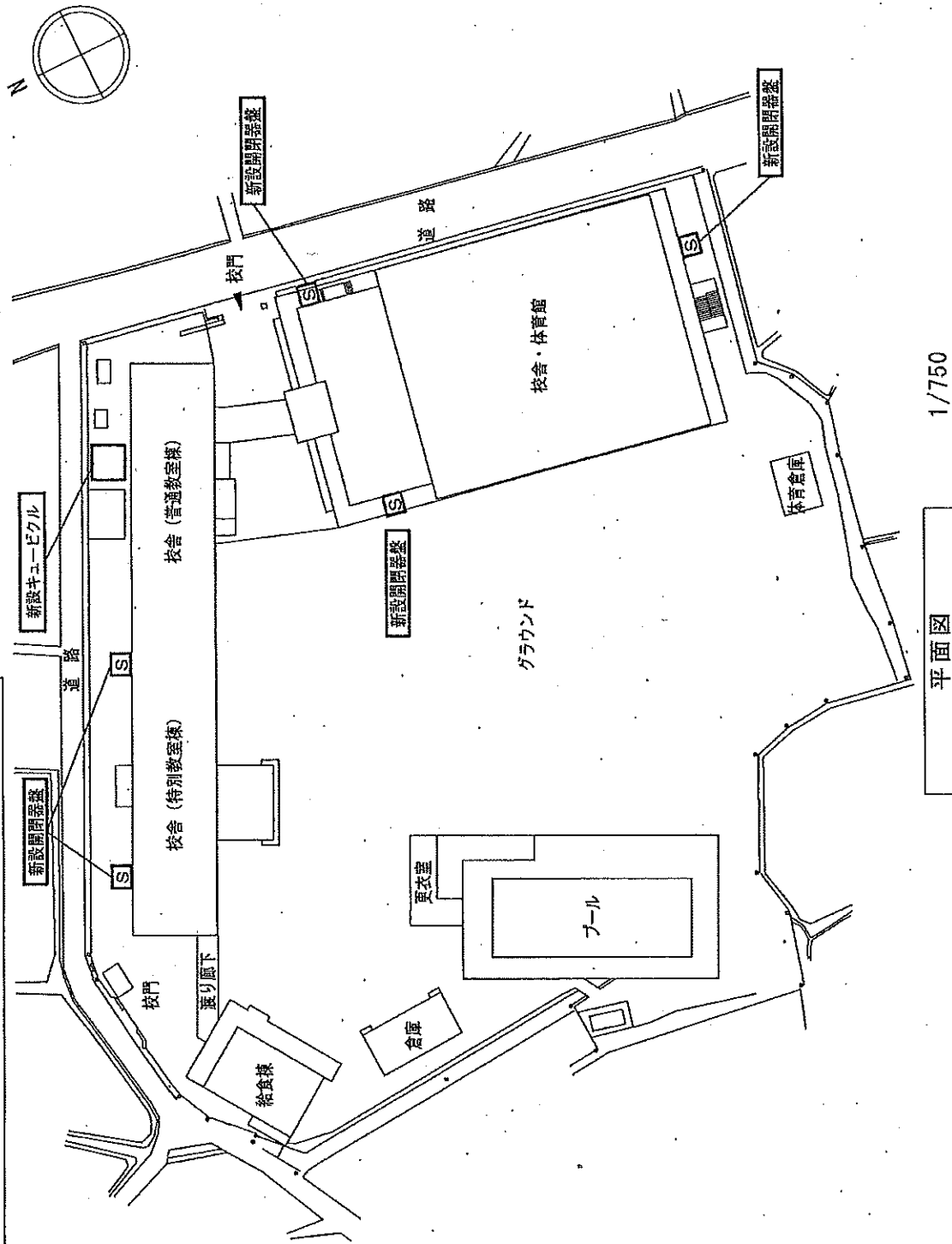


付近見取図

1/5,000

阿賀小学校外4校特別教室等空調電気設備工事

(3) 郷原小学校

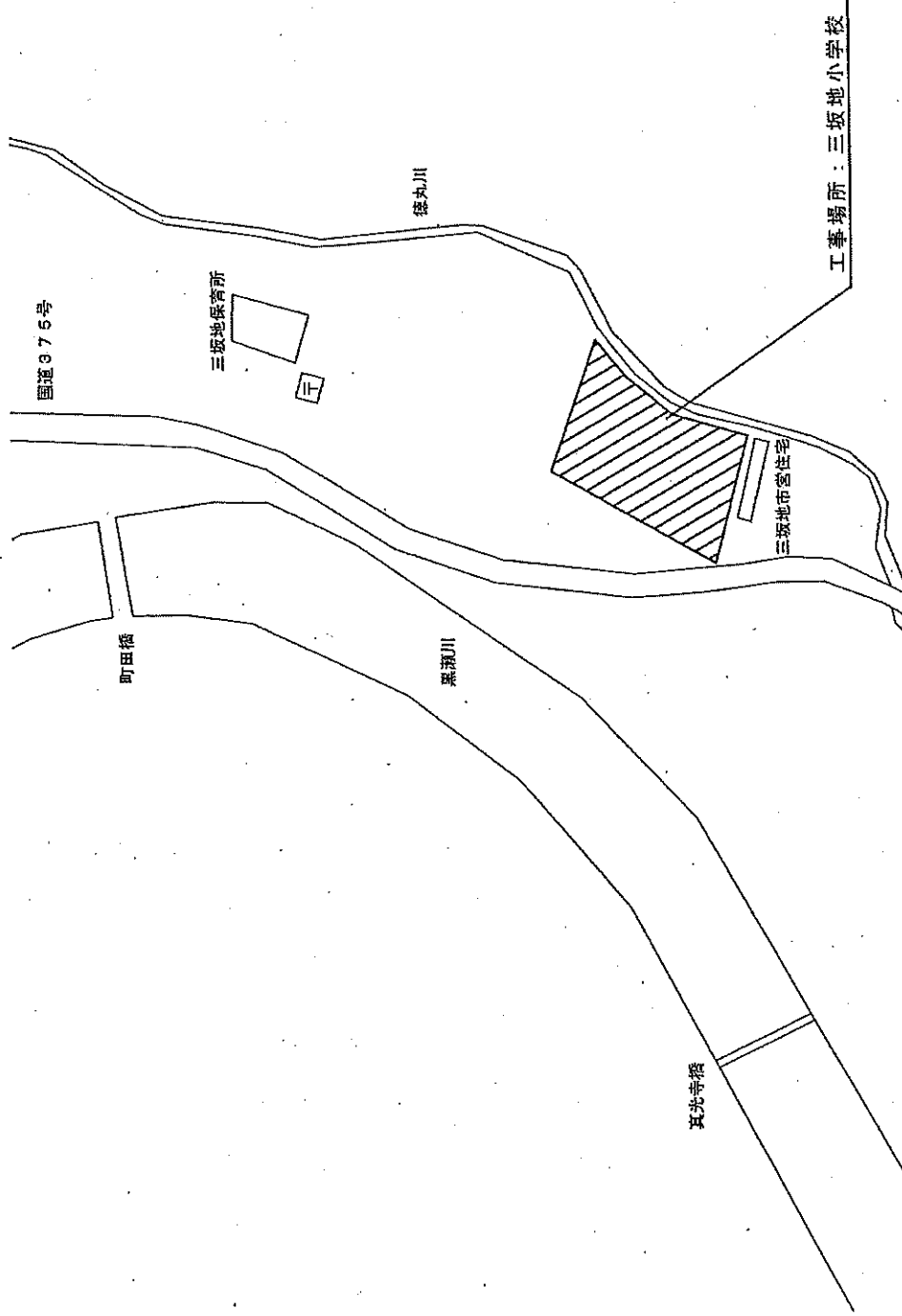
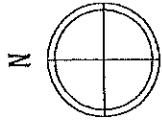


平面図

1/750

阿賀小学校外4校特別教室等空調電気設備工事

(4) 三坂地小学校

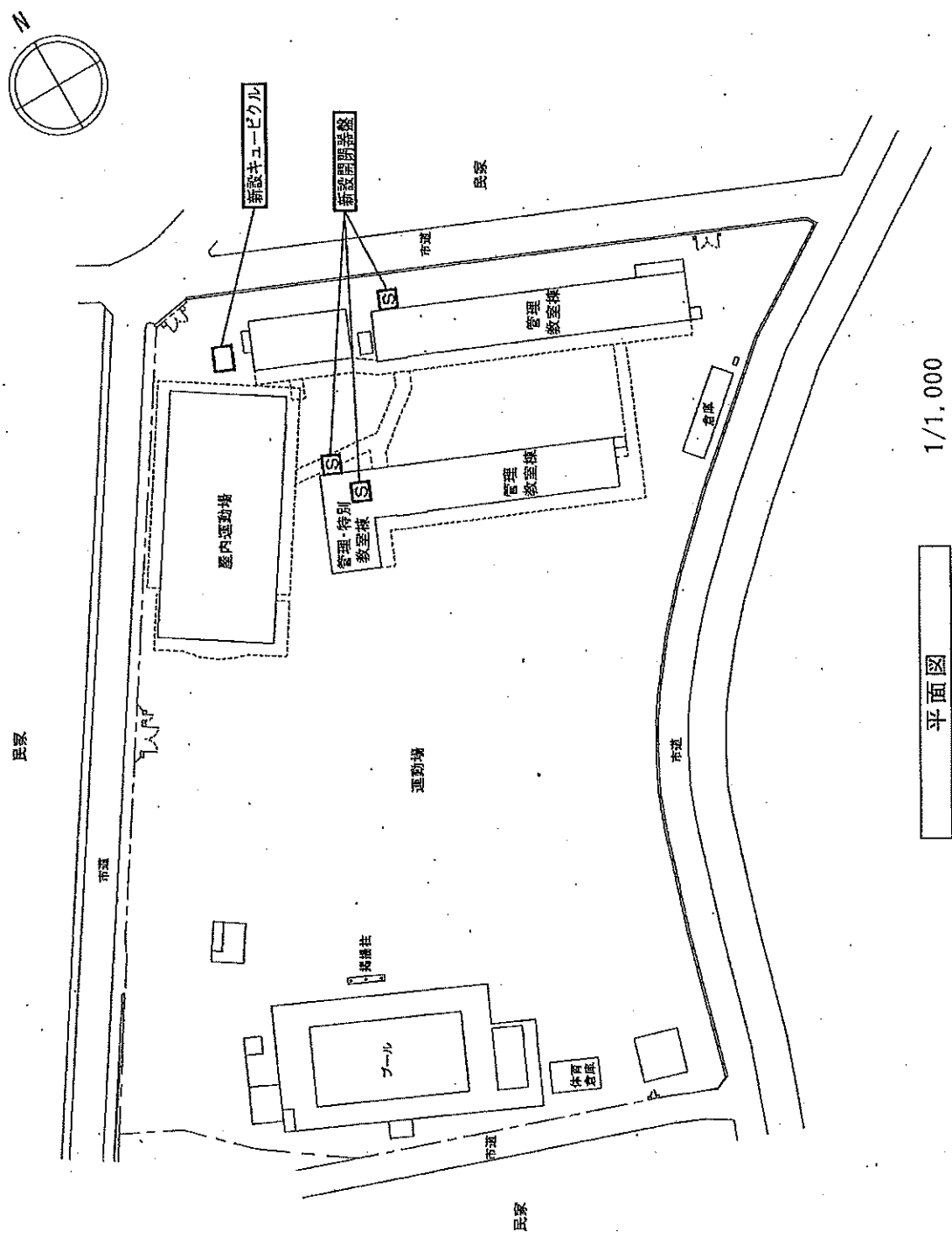


付近見取図

1/5,000

阿賀小学校外4校特別教室等空調電気設備工事

(4) 三坂地小学校

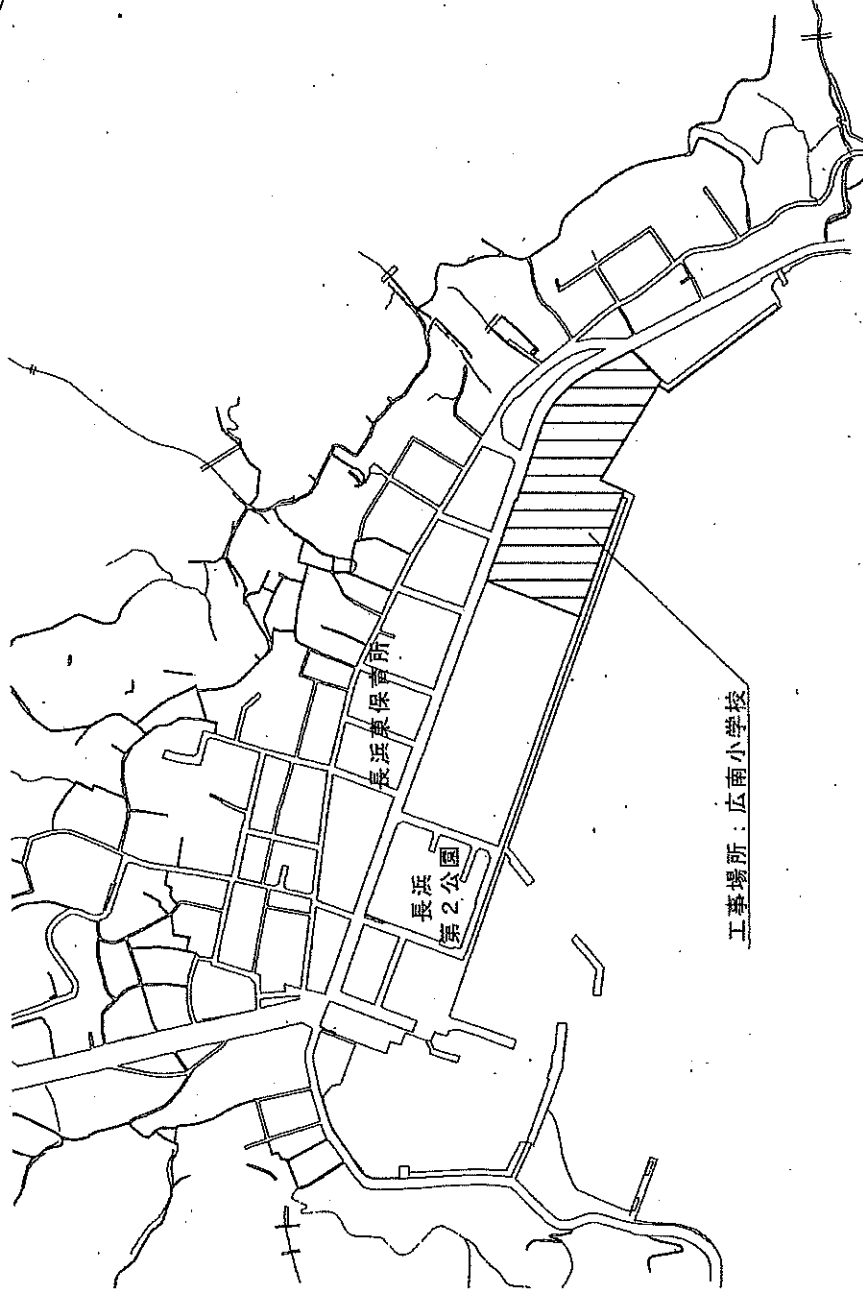
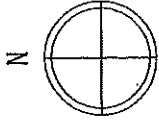


1/1,000

平面図

阿賀小学校外4校特別教室等空調電気設備工事

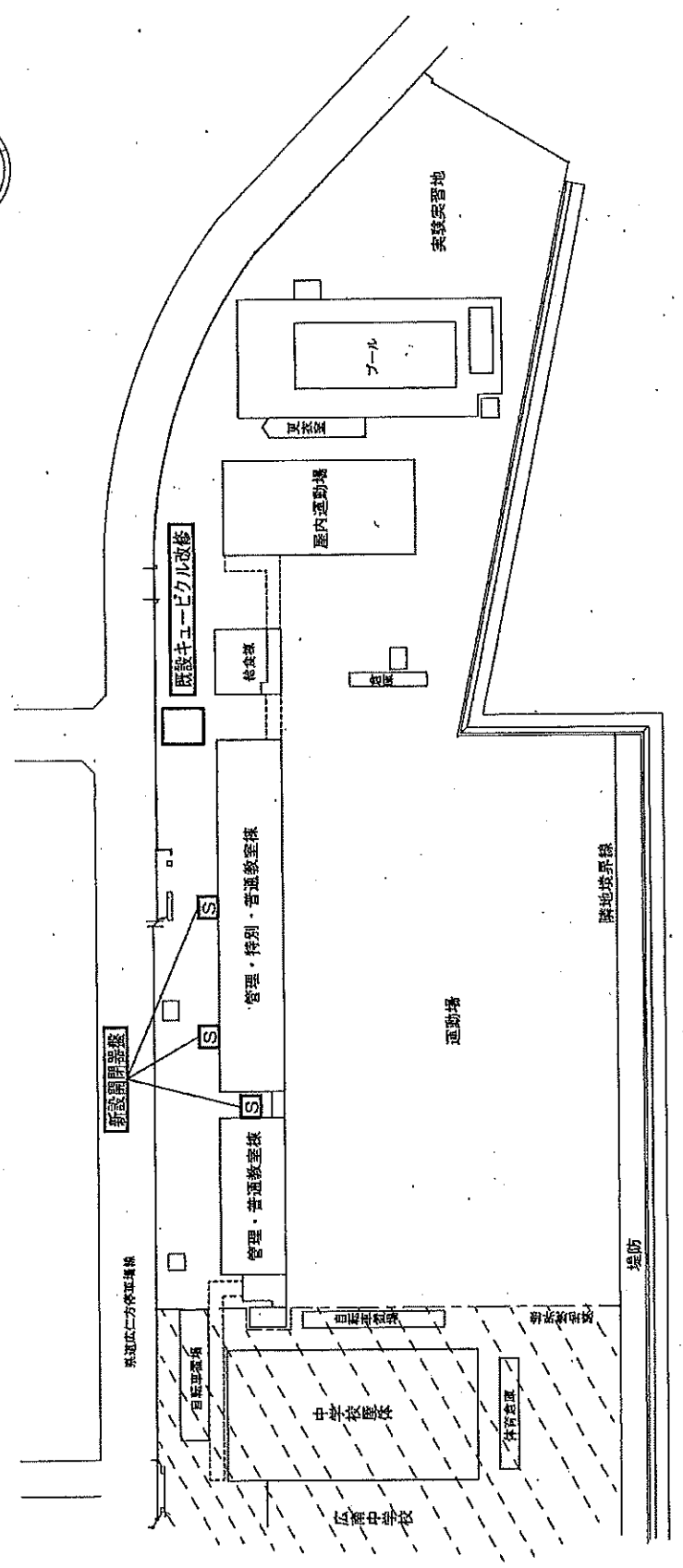
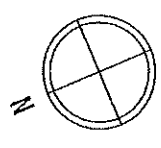
(5) 広南小学校



付近見取図

1/5,000

阿賀小学校外4校特別教室等空調電気設備工事 (5) 広南小学校



平面図 1/1,000

寄附受納について

学校施設課

呉市立音戸小学校の児童に対して、次のとおり寄附の申込みがあったので、これを受納した。

寄附申込者	名称	数量	評価額	受納年月日
音戸小学校 PTA	ワンタッチテント	4張	500,000円	R5.12.28





教議第1号

請願書について

1 請願者

呉市の教育を考える会

呉市教育委員会  
教育長 寺本 有伸様

呉市の学校において、子どもたち一人一人の基本的な人権が十分に配慮され、安全に安心して心豊かに育つ教育が行われるための改善を求める請願

呉市の教育を考える会

代表 伊藤英敏

連絡先

はじめに

2018（平成25）年に、「いじめ防止対策推進法」が施行されて以降、各学校や教育委員会において、いじめの積極的な認知と併せていじめの解消に向けた取組が進む一方で、未だいじめを背景とする不登校や自殺などの深刻な事態の発生が後を絶たない状況にあります。呉市においては、2016年のいじめ重大事態の発生に続き、2021（令和3）年1月に中学2年生が列車に接触して死亡する事態が発生しています。

生徒の死亡後、遺族の詳細な調査の依頼に対し貴教育委員会と学校が校内で実施したアンケートの結果、「いじめがあったとは判断できない」と報告し、遺族はより詳しい調査を要望しました。貴教育委員会は2022（令和4）年4月、呉市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」）を設置し調査・報告を依頼、2023（令和5）年9月に、「調査委員会」はいじめ調査結果を発表し、いじめと生徒が亡くなったこととの関連性を認定しました。その報告書には「学校側が特段の対応を行った形跡が見当たらなかった状況は問題」と記されており、記者会見で向笠章子委員長は、「子どもの訴えを大人がどれだけ真剣に対応できるかが問われている。踏み込んで対応することは可能だった。」と述べています。

謝罪会見で教育長は、「いじめられた生徒の立場に徹底的に立ち、何でも相談できる環境作りに取り組む」と再発防止に取り組む姿勢を示されました。その後、市長は総合教育会議を招集し、1か月半後に議事録がHPに公開されました。

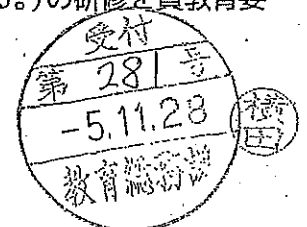
その議事録を見ると総合教育会議の終わりに市長は次のように話しています。—「私は今回の事態を非常に重く受けとめており、第三者委員会から、学校と教育委員会の対応について大変厳しいご意見がでていますので、それは真摯に受けとめていただきたいと思います。・教育委員会で再発防止策をまとめていただいております。・第三者委員会の考えを良く汲み取って、真摯な再発防止策を作っていたらと思っております。」

「いじめ防止対策推進法」の規定を受けて策定された「いじめの防止等のための基本的な方針」には、「いじめ防止の活動を学校内にとどめず、地域社会を巻き込んだものにするのが目指されています。」とあります。今回のような悲しい重大事態を二度と繰り返さないためには、社会総がかりで防止に取り組むことが必要であり、私たち市民も無関心であってはなりません。呉市の学校において、子どもたち一人一人の基本的な人権が十分に配慮され、安全に安心して心豊かに育つ教育が行われるよう強く願い、以下のことを請願します。

## 2 請願内容(1~5)

請願項目 1 2022年に文科省から示された改訂「文科省指導提要」(以下「改訂提要」とする。)の研修を貴教育委員会内から始め、各学校で行うこと。

請願理由



「生徒指導提要」が12年ぶりに改訂されました。「改訂提要」では「生徒指導とは、学校教育の目的である、『社会の中で自分らしく生きることができる存在へと児童生徒が、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える意図でなされる教職員の働きかけ』の総称です。」と記されています。「生徒指導の取り組み上の留意点」には、「第一の留意点は、教職員の児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）についての理解」とあります。「児童生徒の基本的な権利に十分配慮し、一人一人を大切にされた教育が行われることが求められて」おり、「生徒指導を実践する上で、児童の権利条約の四つの原則を理解しておくことが不可欠」として、①「差別の禁止」②「児童の最善の利益」③「生命・生存・発達に対する権利」④「意見を表明する権利」の一つ一つを丁寧に解説しています。「安全・安心な学校づくりは、生徒指導の基本中の基本であり、同条約の理解は、教職員、児童生徒、保護者、地域の人々にとって必須だと言えます。」とあります。「改訂提要」は、これまでの教育観から大きく転換するものとなっています。

貴教育委員会は7月12日（13時45分～16時30分）に、「生徒指導提要の改訂を踏まえた生徒指導の在り方や、呉の学校教育の重点施策の一つである『個を大切に支援の充実』、命を大切に教育についての研修を実施し、生徒指導の一層の充実及び生徒指導上の諸課題の解決に向けて、生徒指導主事等の資質・能力の向上を図る。」を趣旨として、呉市立学校生徒指導主事等研修会を開催し、その中で指導主事が「生徒指導の充実について～『生徒指導提要』の改訂を踏まえて～」と題した指導講話を行ったと学校安全課のHPにあります。

しかし、貴教育委員会が策定した教育振興基本計画には「子どもの権利に関する条約の理解」について触れている箇所はありません。この4章の施策の展開の基本施策3 安心・安全な教育環境の充実にある、施策13 いじめなどの問題行動や不登校への取組では【主な取組】として、「いじめ撲滅キャンペーンやいじめ防止プロジェクト会議などを通じて、いじめや暴力行為を許さない意識を醸成する」とあります。令和5年度の学校の取組として紹介しているのは、「いじめ撲滅キャンペーンの実施（年2回） ・「いじめ0」ののびりをもつあさつ運動 ・いじめをテーマにした道徳の授業 ・いじめ撲滅宣言の唱和 ・いじめ撲滅標語コンクールの実施」です。ここでも、子どもの権利に関する条約についての理解が不可欠という「改訂提要」は全く取り入れられていません。これでは、研修の趣旨である「生徒指導提要の改訂を踏まえた生徒指導の在り方」を学校で行うことはできません。まずは、貴教育委員会内で「改訂提要」の研修をすることが不可欠です。

いじめ撲滅キャンペーンの推進を続ける背景として、吉永省三氏（元 兵庫県川西市教育委員会職員 同市で、日本初の子どもオンブズパーソン制度の設計と創設に携わる 現在子どもの権利条約総合研究所研究員）は、いじめ撲滅キャンペーンの推進を次のように指摘しています。「学校の秩序や規律が確立されての人権であり、秩序や規律が確立されていないからいじめ問題が起き、不登校も起きる。子どもの権利や自由を認めると学校の秩序や規律が乱れる、乱れれば授業が成り立たずいじめや対教師暴力も起こる、だから子どもには権利や自由よりも集団の中の義務と責任を教えねばならない。一といった理論が学校にはあり、結果として、いじめ問題が人権とは別の次元で語られている。」

一方、「改訂提要」では、「いじめに取組む基本姿勢は、人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開すること」とあります。また、「いじめは良くないとほとんどの児童生徒が分かっているはずなのににもかかわらず、小4～中3までの6年間を追跡すると、9割の子どもがいじめた経験を持っているという調査結果」に触れ、「児童生徒が、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができる人権感覚を身に付けるよう働きかけるためには、教職員が、一人一人の児童生徒が大切にされることを目指す人権教育と生徒指導は密接な関係にあり、いじめ防止につながる相乗的な効果を持つものであることを意識することが必要。」とあります。

呉市の学校が児童の権利に関する条約の理解を必須とする「改訂提要」を理解し、子どもが不登校や自死にまで追い込まれる深刻ないじめの問題の現状を、子どもの人権に深くかかわる問題として改めて受け止め合い、人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開できるよう、「改訂提要」を貴教育委員会内から研修を始め、各学校で行ってください。

請願項目 2 呉市における各学校で、「改訂提要」をもとに「生徒指導規定」を見直すよう、貴教育長と教育委員会が指導すること。

請願理由

生徒指導提要とは、文科省自らが説明しているように「小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等について時代の変化に即して網羅的にまとめ、生徒指導の実践に際し教職員間や学校間で共通理解を図り、組織的・体系的な取組を進めることができるよう生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書」です。これまで貴教育委員会は提要に基づき「生徒指導規定」を作成し、指導を徹底するよう求めてきました。

今までの「生徒指導規定」は、「ゼロ・トレランス」という言葉に代表されるような、徹底した管理に基づく生徒指導のすすめであり、犯罪心理学で使われていた「割れ窓理論」などに基づくものでした。呉市でもすべての学校が指導提要に基づいた「生徒指導規定」の作成を市教委より求められ、それに基づく管理的な指導の徹底が求められてきました。このことについて、大津市でのいじめ調査委員会のメンバーも務めた尾木直樹氏は次のように指摘しています。「管理の傾向の強い指導では教師の意識が『どうしたら言うことを聞かせられるか』に集中しがちとなり、子どもたちの間で閉塞感が広がり、結果としていじめの発生につながります。いじめを生まない環境づくりと児童生徒がいじめをしない態度や能力を身に付けるには、子どもが安心して気持ちを話せる教室・学校を作ることが必要です。」

貴教育長と教育委員会は、各学校で「改訂提要」に基づく「生徒指導規定」の見直しが行われるよう指導してください。

請願項目 3 呉市総合教育会議に提出された資料2の「調査結果を受けた再発防止策」に、「調査委員会」の調査報告書に明記されていた「多忙な教員の問題」についての指摘を汲み入れ、再発防止策に反映させること。

請願理由

市長は総合教育会議で、「第三者委員会の考えを良く汲み取って、真摯な再発防止策を作っていた。」と述べました。しかし、「調査委員会」の調査報告書にはある次に示す指摘が、この会議に提出された資料1及び2に見つけることができません。なにゆえ削除されたのでしょうか。

言うまでもなく、いじめの防止やいじめの早期発見といった対応が大切なのであるが、多忙な学校の教員においては、これらの対応を完璧に行うことは現実的には困難であり、そうであれば、これを補完する準備として、児童生徒が相談しやすい環境づくりによるいじめ問題等事案発生の未然防止にも注力しなければならない。

ここでの「多忙な学校の教員」の問題についての指摘は重要です。

今日、学校現場の多忙化、長時間労働、産休育休代替あるいは病休の代替教員が見つかりにくい等の深刻な実態があることは、呉市でも例外ではありません。児童生徒が相談しやすい環境づくりによるいじめ問題等事案発生の未然防止に注力するためには、「多忙な学校の教員」の問題の改善を避けて通ることはできません。極論を申せば、「多忙な学校の教員」の問題を前提に取り組みを考えなければ「絵にかいた餅」となります。

教員が児童生徒の心に寄り添い敏感に観察・指導ができるよう、この調査委員会の指摘を総合教育会議の資料に明記し、再発防止策に反映させてください。

請願項目 4 呉市と呉市教育委員会は「呉市いじめ防止に関する行動計画」を作成すること。

請願理由

「いじめ防止対策推進法」ができるきっかけとなった中学2年生のいじめ自死事件が起こった大津市では、二度と悲しい出来事を繰り返さないという強い思いを忘れず取組を進めるために、大津市と大津市教育委員会が

「大津市いじめの防止に関する行動計画」を作成し取組みを継続しています。5年に一度見直される「行動計画」は現在第3期となり、HP上で閲覧できます。行動計画は市長と市教育長のメッセージに始まり、第1章 計画の策定にあたって 2章 大津市のいじめ対策の体制 3章 いじめ対策の取組 4章 計画の推進 資料編という構成であり、今後呉市が再発防止策の取組を進めるために大変参考になるものと考えます。〈資料1：第3期大津市いじめの防止に関する行動計画（大津市いじめ防止基本方針）108頁のうち12頁を紹介〉

呉市では今回の事件だけでなく、2016年にもいじめ重大事態が発生し2019年に第三者委員会が設置され、2022年10月になり「いじめ第三者委員会報告書」と「呉市立中学校におけるいじめ事案に関する調査報告書」の調査結果を受けた再発防止策が教育委員会議臨時会で提出されましたが、この報告書と再発防止策はHPで公開されていません。また市長は市教育委員会より報告を受けたものの総合教育会議を開催していません。5年の間に連続して2つのいじめ重大事態が発生するのは異常な事態です。しかし、今回の総合教育会議でも一切そのことには触れられませんでした。

2学期に入り、自殺予防週間における教育長のメッセージが市内各学校のHPに掲載されましたが、「呉市でいじめにより生徒の尊い命が失われた」ことや、「二度と悲しい出来事を繰り返さない決意」という言葉はありませんでした。これは11月に入り各学校で実施されたいじめアンケートの趣旨を伝える前文でも同様です。「いじめにより児童生徒が自らの生命を絶つという、痛ましい事件が国内では生起しています」という言葉に違和感を抱いたという声が保護者の間から出ています。

総合教育会議では、再発防止策は出されましたが、「呉市いじめ防止基本方針」は2017（平成27）年に改正されて以降、見直しが行われていません。また、「いじめ防止に関する行動計画」もありません。大津市では、いじめ事件を受け「行動計画」に基づき、いじめ対策に3億円近い予算をつけ、すべての学校にいじめ専門教師を配置するなど具体的な取組を開始しました。貴教育長は総合教育会議後にRCCのニュースで「スクールカウンセラーの補充など予算の必要性があれば、検討したい」と発言しましたが、その後何人補充するという話はありません。「呉市の再発防止に対する基本的な考え方」には、「再発防止の取組が確実にされているかの、適切な指導助言や検証・点検を行う」とありますが、何を以て「適切」とするのか、どの時期にどのように「検証・点検を行う」のか等具体的に示されたものはありません。

今年4月「子ども基本法」が施行され、「こども家庭庁」が発足し、子ども真ん中社会を実現する機運が高まっています。呉市と呉市教育委員会は、子どもの声を大切に、家庭、地域、学校が連携・協働し、社会全体でいじめ防止に取り組んでいけるよう、そして二度と悲しい出来事を繰り返さないという強い思いを忘れずに取組を進めるために、「呉市いじめ防止に関する行動計画」を作成して下さい。

請願項目 5 呉市と呉市教育委員会は、自治体が子どもの権利擁護委員制度を開始し子どもの権利擁護機関を設置している取組に学び、学校外に相談しやすい環境づくりを行うこと。

請願理由

日本が子どもの権利条約を批准した1994（平成6）年は、西尾市立中学2年生がいじめによる自死をした年で、社会的にいじめ問題が注目されるとともに、学校内での解決の困難性が浮き彫りになっていました。そのような中、川西市を初めとする複数の自治体が子どもの権利擁護委員制度を開始し、現在では44の自治体が子どもの権利擁護機関を設置しています。

呉市だけでなく全国で「多忙な教員の問題」は深刻であり、学校外に子どもが相談できる機関を設置する動きが広がっています。貴教育長が自殺予防メッセージで紹介したリーフレット「相談してみよう」にある呉市の設置したいじめについての相談先は教育委員会内におかれている1つのみで、電話番号を記しているだけです。これでは、「相談しやすい環境づくり」とは程遠いと言わざるを得ません。

名古屋市では2019年に子どもの権利擁護委員条例を制定し、これに基づき擁護委員を設置し、名古屋市子ど

もの権利相談室「なごもっか」を開所しています。5名の子ども権利擁護委員（大学教員3名と弁護士2名）と10名の相談員（社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、保健師などの専門職）、4名の事務局で構成されており、事務局は名古屋市職員ですが、独立性の観点から、相談内容を知ることはできないというものです。

呉市と呉市教育委員会は、このような先例に学び、呉市の子どもたちの権利が守られるよう、相談しやすい環境づくりを行ってください。〈資料2：名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」リーフ〉

## 第3期

# 大津市いじめの防止に関する行動計画

## (大津市いじめ防止基本方針)



**令和5年度（2023年度）～令和10年度（2028年度）**

### 第3期大津市いじめの防止に関する行動計画の基本方針

- 1 二度と悲しい出来事を繰り返さないという強い思いを忘れずに取組を進めること
- 2 子どもの声を大切にし、子どもの主体的な活動を尊重すること
- 3 家庭、地域、学校が連携・協働し、社会全体で取り組んでいくこと

大津市・大津市教育委員会

## はじめに

平成23年10月11日に市立中学校の生徒が自ら命を絶たれてから11年余りとなります。亡くなられた中学生に対しまして、心から哀悼の意を表します。

大津市では尊い命が失われる悲しく痛ましい事件を繰り返さないという思いのもと、市全体で子どもをいじめから守る体制を整え、教育委員会と共に取組を進めてまいりました。

しかし、現在、不登校や児童虐待、ヤングケアラー問題など、子どもたちが抱える課題は多様化・複雑化するとともに、SNSやスマートフォンなどの急速な普及により子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が、子どもたちに強い不安とストレスを与える中で、いじめの疑い事案の報告件数が増大するなど、様々な影響が懸念されており、「子ども支援コーディネーター」を中心に、学校全体で一人一人に寄り添ったきめ細かい支援を行っていく必要があると考えています。

このような中、第3期行動計画の策定においては、これまでの取組を更に深化させ、大津市教育振興基本計画にも示されているいじめの未然防止及び再発防止の観点を踏まえ、一人一人の子どもの心に寄り添ったいじめ対策を目指して策定を進めてまいりました。

私たちは、いじめは深刻な子どもの人権問題であるとの認識を持ち、全ての子どもたちが安心して、学ぶことができる環境を整えるために、家庭、地域、学校の連携や協力のもと、その対策に全力で取り組んでまいりますので、皆様のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、いじめの防止に関する行動計画の策定等に係る意見聴取会の委員の皆様をはじめ、大津っ子未来会議の児童生徒の皆様やパブリックコメント等で貴重なご意見をいただきました皆様に心から感謝を申し上げます。

令和5年3月

大津市長 佐藤 健司



平成23年10月11日、大津市立中学校の生徒が自ら命を絶たれました。大津市教育委員会と全ての市立小・中学校では、このような悲しい出来事を二度と繰り返してはならないという決意のもと、いじめ防止対策の取組を進めてまいりました。

特に、第三者調査委員会の報告書において「教員全体で情報の共有がなされず有効な対策をとることができなかった」と指摘されたことを重く受け止め、市立小・中学校においては、子ども支援コーディネーターと生徒指導主任・主事が核となって未然防止の取組を進めるとともに、いじめ対策委員会を基盤に組織的で丁寧かつ迅速に解決を図る体制を整えてきました。また、学校が把握したいじめに関する情報を教育委員会と市長部局で確認し必要に応じて連携して支援する、令和4年度には教育支援センターの相談機能を拡充するなど、様々な角度から「子どもをいじめから守る体制づくり」も進めてきました。

こうした中、これまで積み重ねてきたいじめ防止対策を基本に、決して歩みを止めることなく着実に取組を進めることを念頭に、第3期行動計画を策定いたしました。

経験豊富な教員の退職と若手教員の増加により教職員の世代交代が進む中、まずは、この行動計画の内容を全教職員が共通理解できるよう徹底します。その上で、この行動計画と令和4年12月に文部科学省から示された新たな生徒指導提要をもとに、各学校の「いじめ防止基本方針」を見直すとともに、子どもたちの自尊感情を高め、自分も他者も大切に多様性を認め合う豊かな心を育む教育活動を推進したいと考えております。

また、全ての子どもにタブレット端末が配備された今、「SNS、インターネット上のいじめ防止に関する研修会」や「専門家等によるいじめ問題や人権教育等に関する授業」など、激動する社会に対応したいじめの未然防止、再発防止の取組についても充実を図りたいと考えております。

大津市教育委員会と市立小・中学校の全ての教職員は、過去の悲しい出来事を風化させることなく、子ども一人一人にきめ細やかに寄り添い、子どもの笑顔が輝き安心して学ぶことができる学校づくりに、家庭、地域、学校の連携のもと、全力で取り組んでまいりますので、今後とも、皆様のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

令和5年3月

大津市教育委員会教育長 島崎 輝久

# 目次

第1章	計画の策定にあたって.....	1
第1節	いじめの防止に関する行動計画とは.....	2
第2節	大津市の反省.....	7
第3節	大津市の状況.....	9
第4節	第2期行動計画の振り返りと第3期行動計画への反映.....	13
第2章	大津市のいじめ対策の体制.....	19
第1節	いじめ対策の取組体制.....	20
第2節	大津市のいじめ事案への対応の体制.....	21
第3節	学校におけるいじめ事案への対応の体制.....	22
第4節	重大事態への対応の体制.....	24
第3章	いじめ対策の取組.....	25
第1節	施策体系.....	26
第2節	具体的な施策.....	27
A.	市・教育委員会が実施する施策.....	32
B.	学校が実施する施策.....	38
C.	家庭・地域との連携・協働により実施する施策.....	44
D.	附属機関・関係機関等との連携により実施する施策.....	46
E.	包括的な施策.....	48
第3節	重大事態への対応.....	49

## 第4章 計画の推進 ..... 53

第1節 計画推進の基本的な考え方..... 54

第2節 各学校・各取組実施課による自己評価..... 55

第3節 成果指標の設定..... 57

第4節 中間見直し・次期計画の策定..... 58

## 資料編 ..... 59

1 計画策定時点での具体的取組内容..... 60

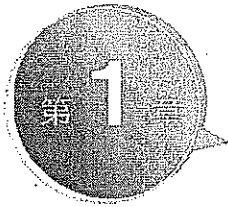
2 和解条項において明記された再発防止策..... 90

3 第3期行動計画の検討経過..... 93

4 これまでの大津市のいじめ対策..... 95

5 関係法令等..... 96

6 いじめに関する相談窓口..... 108



# 計画の策定にあたって

## 第1節

いじめの防止に関する行動計画とは

## 第2節

大津市の反省

## 第3節

大津市の状況

## 第4節

第2期行動計画の振り返りと第3期行動計画への反映

## 第1節 / いじめの防止に関する行動計画とは

### 1 行動計画の策定根拠・策定目的・基本方針

#### (1) 行動計画の策定根拠・策定目的

いじめの防止に関する行動計画<sup>※1</sup>は、大津市子どものいじめの防止に関する条例<sup>※2</sup>第9条に基づき策定するものです。同時に、いじめ防止対策推進法<sup>※3</sup>第12条に規定される、「地方いじめ防止基本方針」としても位置づけます。

条例と法の策定根拠等を整理し、行動計画の策定目的等を以下のとおりとします。

#### 条例 第2条 (基本理念・抜粋)

市、学校、保護者、市民及び事業者等は、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を整え、一人一人の尊厳を大切に、相互に尊重しあう社会の実現のため、それぞれの責務及び役割を自覚し、主体的かつ積極的に相互に連携して、いじめの防止に取り組まなければならない。

#### 法 第12条 (地方いじめ防止基本方針)

地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

#### 条例 第9条 (行動計画の策定・抜粋)

子どもが安心して生活し、学ぶことができるいじめのない社会の構築を総合的かつ計画的に推進するため、いじめの防止に関する行動計画を策定するものとする。

#### (国) いじめ防止基本方針 (文部科学省)

いじめ防止対策推進法において、求められる具体的な取組等を取組主体別に整理して例示

### 大津市いじめの防止に関する行動計画 (大津市いじめ防止基本方針)

#### 【策定目的】

子どもが安心して生活し、学ぶことができるいじめのない社会の構築を総合的かつ計画的に推進するため

#### 【計画の概要】

策定目的を達成するためのいじめ防止に関する具体的な取組を、取組主体別に整理して位置づける。

※1 この計画では「行動計画」と言います。

※2 この計画では「条例」と言います。

※3 この計画では「法」と言います。

## (2) 行動計画の基本方針

この行動計画では、次の3つの基本方針を掲げます。

- 1 二度と悲しい出来事を繰り返さないという強い思いを忘れずに取組を進めること
- 2 子どもの声を大切にし、子どもの主体的な活動を尊重すること
- 3 家庭、地域、学校が連携・協働し、社会全体で取り組んでいくこと

これらの基本方針のもと、いじめのない社会の構築に向け、行動計画に定める取組を実施します。

## 2 整合を図る上位計画

大津市総合計画	
基本方針	子どもから高齢者までが輝いて、魅力あふれるまちを創ります
基本政策	子どもの未来が輝くまちにします
施策	子どもを守る仕組みの充実

大津市の最上位計画である大津市総合計画では、施策「子どもを守る仕組みの充実」の中での取組として、「いじめ対策の推進」が位置づけられています。

大津市教育振興基本計画 第3期計画（令和2年度～令和6年度）	
基本方針	子どもが安心して学ぶことができる環境を整えます
重点アクション	安心して学べる学校づくり
施策項目	いじめ防止対策の総合的な推進

大津市の教育等の振興に関する基本理念、基本方針、取り組む施策等を示した大津市教育振興基本計画では、基本方針「子どもが安心して学ぶことができる環境を整えます」のもと、「いじめ防止対策の総合的な推進」が施策項目に位置づけられています。

同計画では、「いじめ防止対策の総合的な推進」の課題・施策の必要性として、いじめの未然防止の徹底や、再発防止の実効性の向上が必要と示されています。

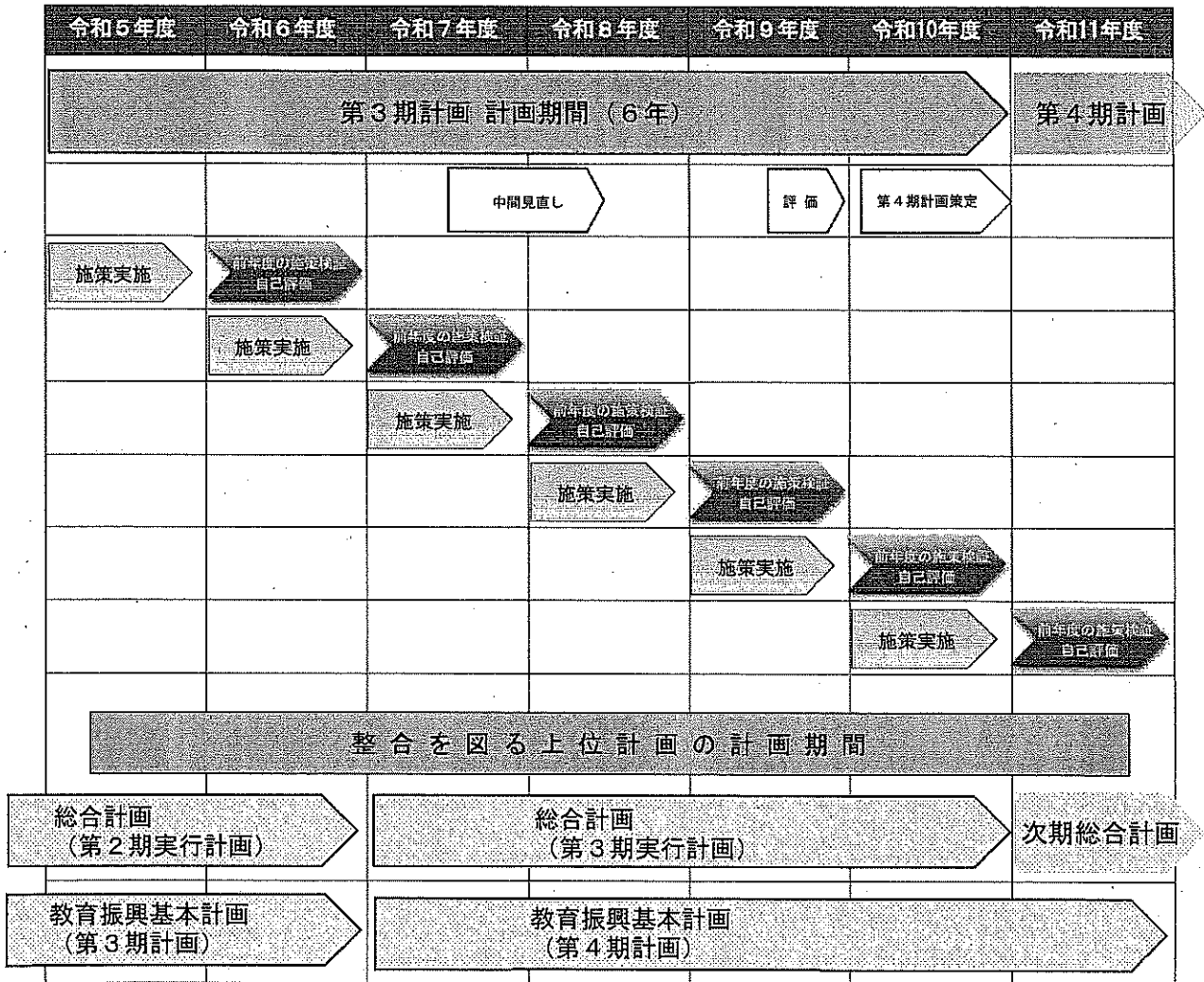
この行動計画も、これらの上位計画との整合を図ります。

### 3 行動計画の期間

第3期行動計画は、令和5年度から令和10年度までの6年間を計画期間とします。

計画期間中、毎年度、取組実施課が前年度に実施した取組を振り返り、自己評価を行うことで、更に効果的な取組としていけるよう常に取組方法を柔軟に改善しながら取組を進めます。

また、時代の変化や子どもの変化の状況、取組を実施する中で行った改善等を反映するため、中間の令和7年度から令和8年度にかけて中間見直しを実施します。



## 4 いじめの定義

### (1) 法、条例、行動計画におけるいじめの定義

法、条例では、いじめは以下のように定義されています。

#### 【法におけるいじめの定義】

次の①～④の全てに該当する行為

- ① 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童生徒であること
- ② AとBの間に一定の人的関係が存在すること
- ③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

（文部科学省資料「いじめの認知について」より抜粋）

#### 【条例におけるいじめの定義】

次の①～④の全てに該当する行為

- ① 行為の対象となった者（B）が子どもであること
- ② 行為をした者（A）とBの間に一定の人間関係が存在すること
- ③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

（児童虐待に該当するものを除く）

法における定義では、いじめの対象は学校に在籍する「児童生徒」となっていますが、条例では「子ども」とされています。条例上の「子ども」は、小学生から概ね18歳の子どもが想定されており、高校に進学しないなど、学校に在籍しない子どもも含まれる点が、法・条例における定義の大きな違いです。また、条例では行為を行った側についても「子ども」であることが要件とはなっていません。

#### 【行動計画におけるいじめの定義】

次の①～④の全てに該当する行為

- ① 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も子どもであること
- ② AとBの間に一定の人的関係が存在すること
- ③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

この行動計画では、法に規定される「地方いじめ防止基本方針」としても位置づけていることから、基本的に法における定義を用いながらも、条例で定められているとおり、学校に在籍しない子どももいじめの対象として考えることとします。なお、条例上のいじめの定義では、子ども以外からの行為も含まれることから、それらについて相談等があった場合には適切に対応を行います。



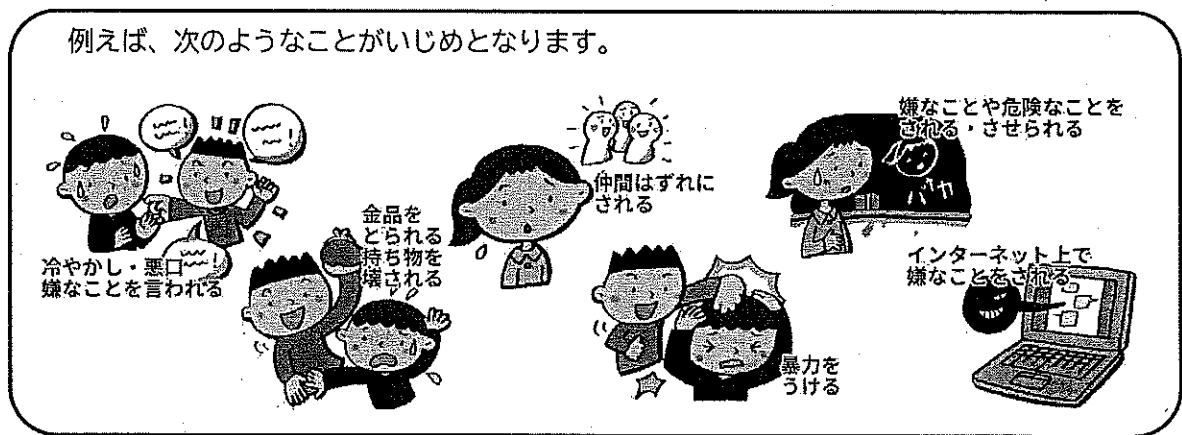
## (2) いじめとは

法、条例、行動計画上の定義では、一定の人間関係のある者の間（法・行動計画上は、児童生徒の間・子どもの間）で行われた行為で、対象となった子どもが心身の苦痛を感じた行為は、原則、全ていじめとなります。

一般的にいじめという言葉からは、執拗な嫌がらせや集団での嫌がらせなどがイメージされますが、法、条例、行動計画上のいじめの定義には、加害行為の「継続性」や「集団性」、「一方的で力関係がある」等の要素は含まれていないことに留意する必要があります。いじめ対策に関係する全ての関係者は、「いじめはどの学校でも、どの学級でも起こり得る」という認識に立ち、いじめを漏れなく認知し、子どもの支援につなげていく必要があります。

さらに、法、条例、行動計画上の定義は、行為の対象となった子どもの主観を重視した定義になっています。たとえ同じ行為であっても、対象となった子どもの気持ちによりいじめとなる場合も、そうならない場合も起こりえます。どのようなことをされたかという行為だけに着目するのではなく、行為をされた子どもの気持ちに寄り添い、いじめとして認知するかどうかを判断しなければいけません。

例えば、次のようなことがいじめとなります。



## (3) いじめの定義の正確な理解に向けて

いじめを漏れなく認知し、支援につなげていくためには、いじめ対策に関係する全ての関係者が、このいじめの定義を正確に理解して取組を行う必要があります。

大津市では、行動計画概要版のリーフレット等を作成・配布し、いじめの定義を、子ども、保護者、市民の皆様へ、広くご理解いただけるよう努めています。

教育委員会では、いじめの定義や関連法令の解説を含む教職員研修用資料「子ども支援の充実に向けて」の全教職員への配布や研修等を通じ、全教職員がいじめの定義を正確に理解できるよう周知を徹底しています。



教職員研修用資料「子ども支援の充実に向けて」  
いじめの定義や関係法令等を説明するページ

## 第2節 / 大津市の反省

### 1 第三者調査委員会調査報告書

大津市は、平成23年のいじめを受けた大津市内の中学校の生徒が自ら命を絶った悲しく痛ましい事件を忘れてはなりません。

この事件について徹底した独立公正な調査を行うため、第三者調査委員会による調査が行われました。平成25年1月31日に取りまとめられた第三者調査委員会による調査報告書では、自死に至るまでの問題点として、教員によるいじめの認知の遅れや、教員全体で情報の共有がなされず結果として有効な対策を取ることができなかつたことなどが指摘されました。

さらに、事後対応における問題点として、学校及び教育委員会の事実究明・調査の不徹底などが指摘されました。

学校及び教育委員会に関する問題点は、以下のとおりです。

<p>1. 自死に至るまでにおける問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教員によるいじめ認知の遅れ</li> <li>・実現しなかつた教員間における情報の共有化</li> <li>・情報の共有化の基礎としてのチームワークの不足(教員間の風通しの悪さ)</li> <li>・生かせなかつた副担任制度</li> <li>・学級運営上の問題点</li> <li>・いじめ対応と学校・教員の評価</li> <li>・いじめ防止教育(道徳教育)の限界</li> <li>・校長等の管理職の役割</li> <li>・大規模校が孕む問題点</li> <li>・実現しなかつた教員と保護者との情報共有</li> <li>・教員の多忙</li> <li>・講師身分の固定化</li> </ul> <p>2. 事後対応における問題点</p> <p>(1)学校の問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事実究明の不徹底</li> <li>・教員間の教訓の共有化の不存在</li> <li>・事態沈静化の重視</li> <li>・いじめ加害者への対応</li> <li>・スクールカウンセラーのあり方</li> <li>・学校のあり方</li> </ul>	<p>(2)市教育委員会の問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平時における危機管理体制整備の欠如</li> <li>・市教育委員会の主体性、指導力の無さ</li> <li>・学校任せの事実説明(いじめの有無、自死との関係)</li> <li>・市教育委員会から県教育委員会、県教育委員会から文部科学省への報告の遅れ及び内容の杜撰さ</li> <li>・市教育委員会の委員の問題</li> </ul> <p>(3)事件当事者としての学校・市教育委員会共通の問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初期対応の拙さ</li> <li>・事実調査より法的対応を意識した対応を取つたこと</li> <li>・調査の打ち切りが早いこと</li> <li>・事態への対応に主体性がないこと</li> <li>・自死の原因を家庭問題へ逃げたこと一組織防衛に走つたこと</li> <li>・学校、市教育委員会が自らの手で事実関係の解明をし、それを生徒、保護者に返すという意識に欠けていること</li> <li>・地域関係者との連携の不備</li> <li>・調査の透明性を確保する必要性</li> <li>・報道に対する対応のまずさ</li> <li>・課題としての遺族への対応</li> </ul>
---	---

これらの浮き彫りになつた問題点を解決し、二度と同じ過ちを犯さないため、二重三重の救済システムの整備など、次の項目について提言がなされました。

<p>1. 教員への提言</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 教員とは何か</li> <li>(2) 教員の感性</li> <li>(3) いじめ認識、研修</li> <li>(4) チームワーク</li> <li>(5) 「多忙」から「充実感」、「やりがい」のある仕事へ</li> </ul> <p>2. 学校への提言</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校とは何か</li> <li>(2) 仕事の「選択と集中」による教員の多忙の改善</li> <li>(3) 教育相談</li> <li>(4) 生徒の学校参加</li> <li>(5) 地域の学校参加</li> <li>(6) いじめをおこさないヒドゥンカリキュラム (学校の理念・伝統・文化) ※を！</li> </ul>	<p>3. 教育委員会への提言</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 教育委員会の在り方</li> <li>(2) 教員政策の問題点一市や県の問題</li> <li>(3) 学校規模の適正化</li> <li>(4) 教員の多忙の解消</li> <li>(5) 全教員研修</li> </ul> <p>4. スクールカウンセラーの運用の在り方</p> <p>5. 危機対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校の危機対応</li> <li>(2) 教育委員会の危機対応</li> <li>(3) 学校、教育委員会共通の危機対応</li> <li>(4) 当事者へのケア</li> </ul> <p>6. 将来に向けての課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校内外に生徒がシグナルを発しやすい法制度の構築 ～二重三重の救済システムの整備に向けて～</li> <li>(2) いじめと司法</li> <li>(3) 事後の事実解明 ～第三者委員会の在り方～</li> <li>(4) メディアの倫理の在り方 ～いじめとマスコミ～</li> </ul>
--	--

## 2 和解

平成23年の事件にかかる損害賠償請求訴訟について、平成27年2月18日に大津地方裁判所から和解勧告を受け、同年3月17日に和解が成立しました。

大津市は、第三者調査委員会調査報告書に基づき、以下の2点につき、遺族に対し謝罪を行いました。

- ① 大津市立中学校が本生徒に対する安全配慮義務を充分尽くさず、また、同人の自死を具体的に予見できたにもかかわらず適切な対応を執らず、同人の自死を予防できなかったこと。
- ② 学校及び大津市教育委員会が本生徒の自死に際して適切な事後対応を行わなかったこと。

大津市は今回の和解に関わる裁判所の判断内容を受け、特に以下の3点の遵守に努める必要性を改めて確認しました。

- ① 児童及び生徒を注意深く観察し情報を共有することで、児童及び生徒がいじめを受けていることを認識しなければならない。
- ② いじめを要因として、いじめを受けた児童及び生徒の自死が生じうることを予見しなければならない。
- ③ いじめと自死の因果関係を認識し予防にあたらなければならない。

この3点について教職員が常に意識し、必要な情報を共有しながら児童及び生徒が安心して過ごすことのできる安全な学校づくりに努めるとともに、和解条項において明記された再発防止策（資料編—2参照）を遵守します。

※正式なカリキュラムの中にはない学校の知識や意識。学校の理念、伝統、文化、校風、慣習など。

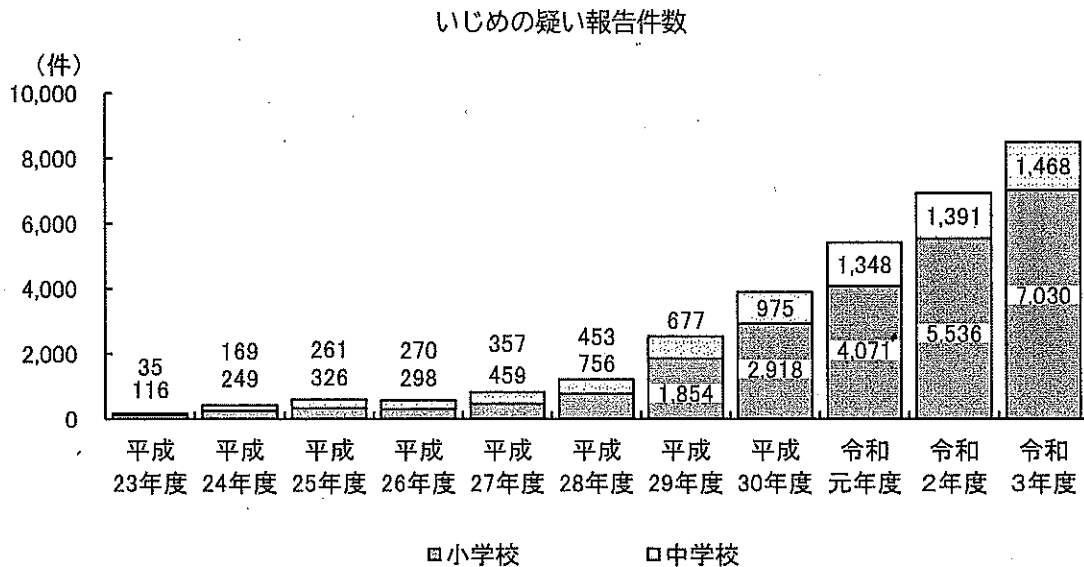
### 第3節 / 大津市の状況

#### 1 大津市のいじめの現状

##### (1) いじめの疑い報告件数

平成24年1月から、様々な事案の背景にいじめが潜んでいるのではないかの意識を持って対応するため「いじめの疑い（いじめかどうか確認できていない事案を含む）」を把握した場合は、学校において、「いじめ対策委員会」を開催して組織的に情報共有・対応方針を決定して、初期対応を行うとともに、原則24時間以内に教育委員会に概要を報告する運用を取っています。

各学校において、教員がアンテナを高く掲げ、きめ細やかな見守りが行われた結果、「いじめの疑い」の報告件数は大きく増加しています。



※「いじめの疑い」報告件数は平成24年1月から集計（平成23年度の疑い件数は、年度途中からの集計）

※学校から教育委員会への報告件数の集計（文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の集計とは、集計方法が異なる。）

### (2) いじめの児童生徒 1000 人あたりの認知件数 (全国との比較)

文部科学省が実施している「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果からは、大津市では全国と比較して多くのいじめの事案を認知していることが分かります。

これは、各学校において、教員がアンテナを高く掲げ、きめ細やかな見守りが行われた結果、漏れなくいじめ事案を把握し、組織的に認知できた結果だと考えています。

いじめの児童生徒 1000 人あたりの認知件数

単位：件/1000人

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
小学校	大津市立小学校	165.7	188.6	217.8
	全国小学校	75.8	66.5	79.9
中学校	大津市立中学校	113.7	104.0	105.2
	全国中学校	32.8	24.9	30.0

資料：「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より

### (3) いじめの発見のきっかけ (全国との比較)

同じく文部科学省の調査結果からは、全国では、小・中学校ともにアンケート調査がきっかけでいじめが発見される割合が最も高くなっているのに対し、大津市では、本人、保護者から訴えがあった割合や、学級担任等教職員が気づいた割合が高くなっています。

いじめの発見のきっかけ

単位：%

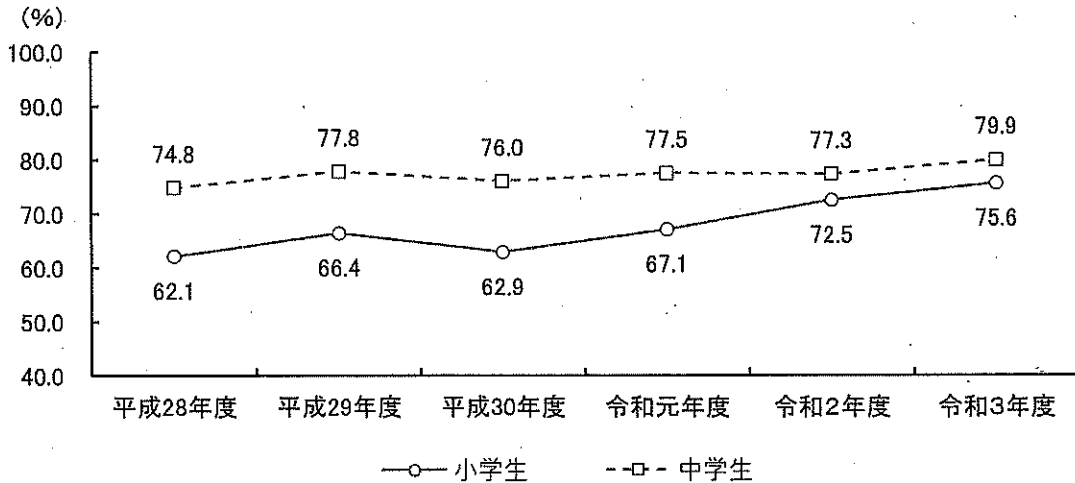
校種	発見のきっかけ	大津市立	全国	校種	発見のきっかけ	大津市立	全国
小学校	学級担任	12.8	9.5	中学校	学級担任	10.9	9.6
	学級担任以外	6.3	1.3		学級担任以外	17.0	6.4
	養護教諭	0.6	0.2		養護教諭	0.6	0.7
	スクールカウンセラー等	0.0	0.1		スクールカウンセラー等	1.3	0.2
	アンケート調査等	6.7	57.8		アンケート調査等	4.5	36.4
	本人	36.0	16.4		本人	41.5	26.4
	保護者	21.9	10.3		保護者	14.5	13.0
	児童生徒（本人を除く）	13.1	3.0		児童生徒（本人を除く）	8.8	5.3
	保護者（本人の保護者を除く）	2.3	1.1		保護者（本人の保護者を除く）	0.6	1.6
	地域の住民	0.2	0.1		地域の住民	0.0	0.1
	学校以外の関係機関	0.1	0.1		学校以外の関係機関	0.2	0.2
	その他	0.0	0.1		その他	0.0	0.1
	計	100.0	100.0		計	100.0	100.0

資料：「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より  
(0.1%未満を四捨五入しているため、総計と内訳の計は一致しないことがある。)

#### (4) 前学年のときにいじめを受けなかった子どもの割合の推移

毎年度実施する、市立小・中学校児童生徒を対象としたアンケート調査※においては、前学年のときにいじめを受けなかった（嫌なことをされたことはなかったと回答した）割合は、上昇傾向にあります。

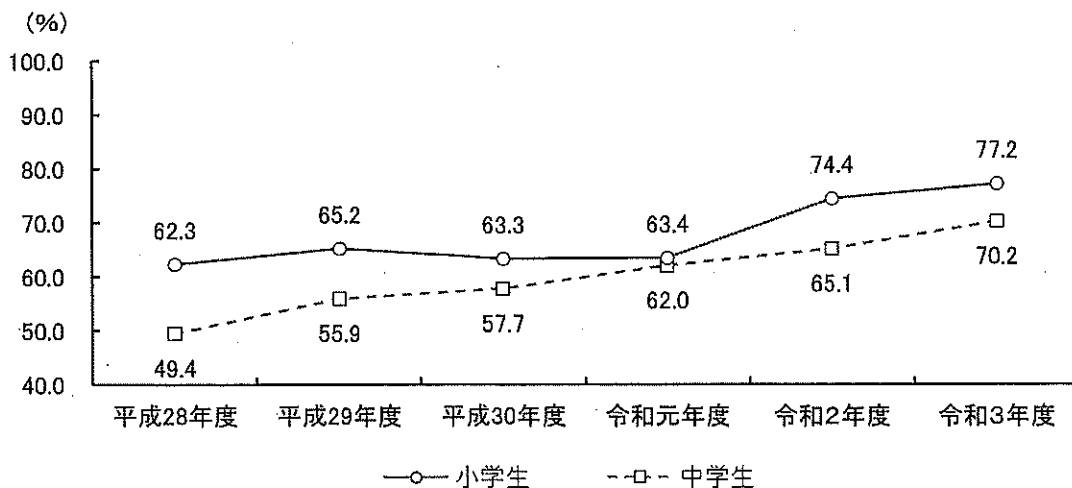
前学年のときにいじめを受けなかった子どもの割合の推移



#### (5) いじめを受けたとき、誰かに相談した子どもの割合の推移

同じく、市立小・中学校児童生徒を対象としたアンケート調査においては、前学年のとき、嫌なことをされた際に誰かに相談した割合は、上昇傾向にあります。

いじめを受けたとき、誰かに相談した子どもの割合の推移



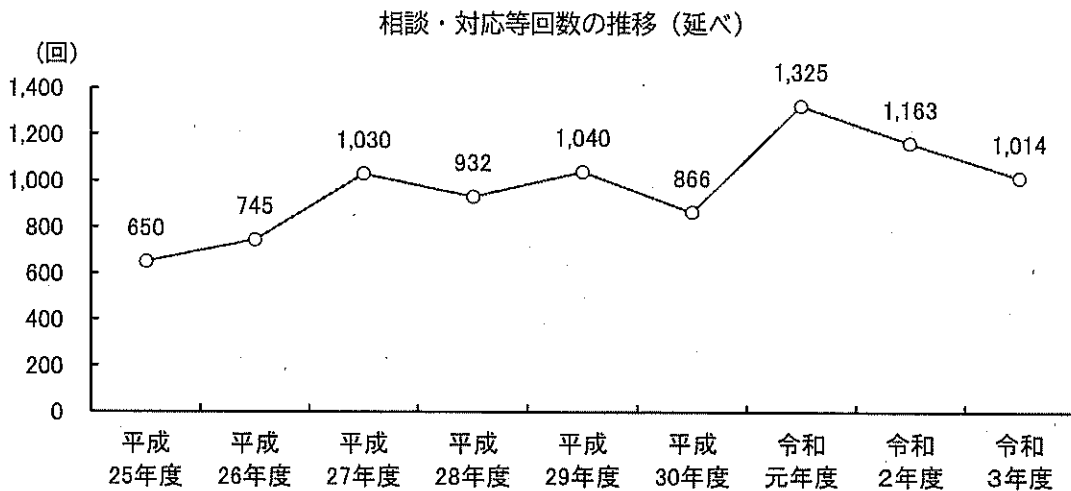
※市立小・中学校の小学4年生～中学3年生を対象としたアンケート調査です。対象者数は年度により異なりますが、令和3年度は小学生3,468人、中学生2,611人から回答を得ました。P14、P15のグラフも同様です。

## 2 大津市のいじめ対策の状況

### (1) いじめ対策推進室における相談・対応回数の推移

市長部局に設置されているいじめ対策推進室では、電話・手紙・面談等による相談窓口を設けており、子ども、保護者、市民等からのいじめ等に関する直接相談に対応しています。また、いじめ対策推進室では、1件の事案に対して子どもが安心して学校に通えるまで継続して対応します。

いじめ対策推進室における相談・対応等の延べ回数は、年間1,000回程度となっています。



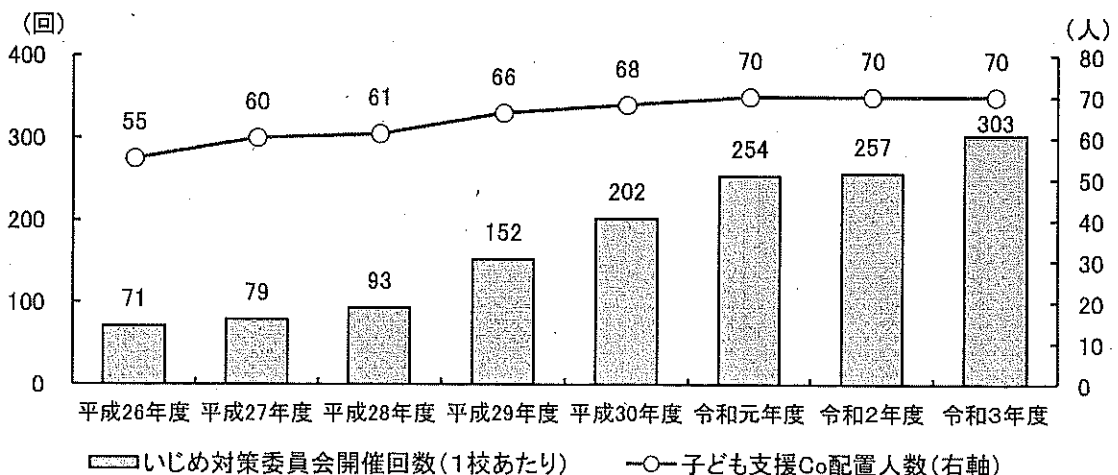
### (2) 子ども支援コーディネーターの配置といじめ対策委員会開催回数の推移

全市立小・中学校には、子ども支援コーディネーター（令和元年度までは「いじめ対策担当教員」）を配置しています。

子ども支援コーディネーターは、学校の中でいじめの疑い事案の情報を集約し、いじめ対策委員会を開催することで、組織的な情報共有と、組織対応を推進します。

子ども支援コーディネーターの配置人数は、平成26年度以降徐々に増員しています。また、学校現場におけるいじめ対策委員会の開催回数は年々増加しています。

子ども支援コーディネーター配置人数、いじめ対策委員会開催回数の推移



# 子どもの権利とは？

人権は、大人だけのものではありません。すべての子どもは生まれながらにして一人ひとりかけがえのない存在として大切にされる「権利」があります。

どんなに小さな子どもでも自分の気持ちがあり、それが大切にされることで自分の人生を切り拓いていくことができます。

「なごや子どもの権利条例」では、

- ① 安全に安心して生きる権利
- ② 一人一人が尊重される権利
- ③ のびのびと豊かに育つ権利
- ④ 主体的に参加する権利

の4つの権利を中心に、様々な子どもの権利があることがうたわれています。



なごや子どもの権利条例  
マスコットキャラクター「なごっか」

調査、調整  
対応や制度を  
改善するように  
働き、要請



子どもの権利  
擁護委員



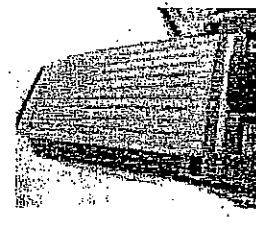
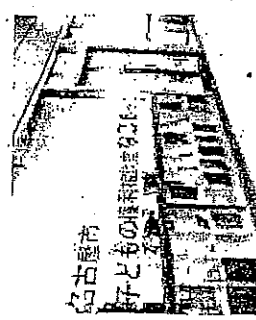
皆さんの  
話を聞きます

# 「なごもっか」とは？

子どもの権利相談室「なごもっか」は、「名古屋市区子ども権利擁護委員会」に基づき、子どもの権利を守るための相談室です。

なごもっかを運営する子どもの権利擁護委員は、他のどの機関からも独立して、「子どもの最善の利益」(その子どもにとって一番良いことは何か)を考えながら活動します。

なごもっかはみなさんが自分の意見を言えるように話を聞き、ともに考え、みなさんの気持ちを尊重した解決を目指します。



なごもっか入口 (6階です) NHK名古屋放送センタービル

# 相談するには？

私たちが  
皆さんの  
話を聞きます

調査相談員が対応します。



電話で

0120-874-994

052-211-8640

※子どもの権利に関わることであれば、大人も相談できます。

FAXで

052-211-8072



会って、手紙で

〒461-0005

名古屋市区東桜一丁目13番3号

NHK名古屋放送センタービル6階

(栄駅からオアシス21をって3分ほどです。)

# 相談できる曜日と時間

月 火 金 午前11時～午後7時 (受付は午後6時30分まで)

水 午前11時～午後10時 (受付は午後9時30分まで)

木 午前11時～午後5時 (受付は午後4時30分まで)

※ 祝日、年末年始を除きます

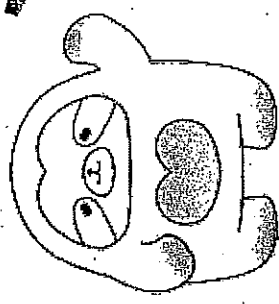
# 資料 2

名古屋市の  
子どもの権利相談室



# なごもっか

一人で悩まないで、相談してね



子どもの権利相談室「なごもっか」  
マスコットキャラクター  
「なごもん」

「なごもっか」は、子どもの権利を守るための相談室です。

子ども専用ダイヤル

はなしきくよ  
0120-874-994



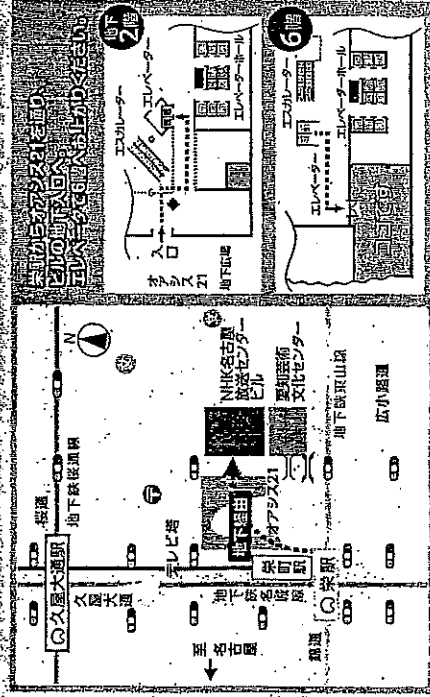
「なごもっか」  
公式Twitter

@NagomokkaNagoya



「なごもっか」  
「なごもっか」で検索

※QRコードは(株)デンソーエープロの登録商標です。

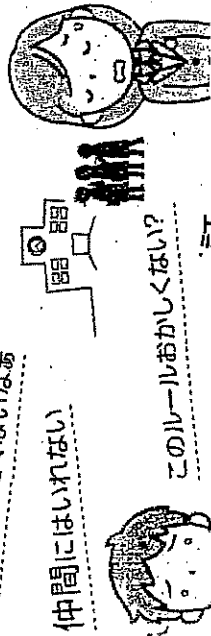




# 「なごもっか」はどんなことをするの？

たとえば、こんなときは  
「なごもっか」へ相談してみよう

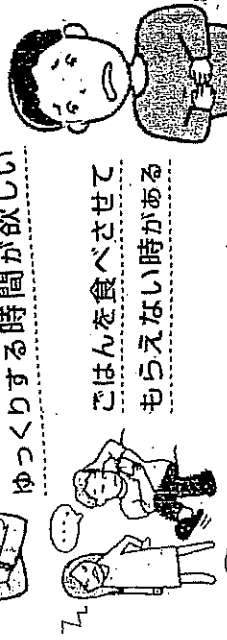
学校に行きたくないなあ  
人に言えないイヤなことがある



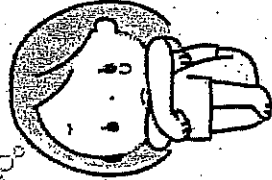
話を聞いてくれない



ごはんを食わせてもらえない時がある



家にいたくない  
嫌なこと言っちゃった  
部活に行くのがつらい  
いじめで悩んでいる



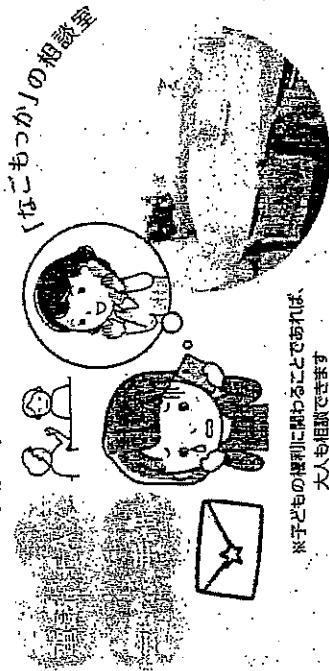
その他、悩みや心配事など、どんなことでも相談できます。  
「つらい」「苦しい」「困った」「助けてほしい」と感じたときは、「なごもっか」に話してくださいね。

## ひみつは守ります

本人の同意がなければ、親、学校、その他なごもっか以外の人には相談内容を伝えません。



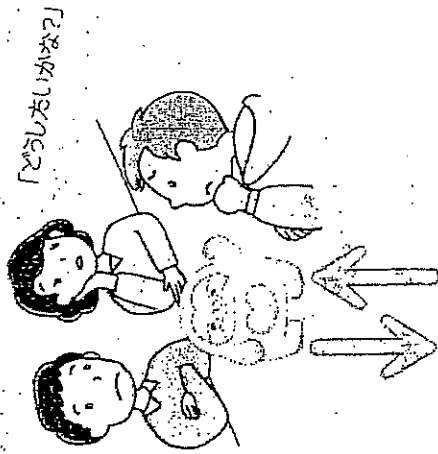
## 相談する



※子どもの権利に関わることであれば、大人も相談できます

## 一緒に考える

あなたの気持ちや意見をじっくり聞きます



## 調べる・協力する



子どもの権利擁護委員が関係する人たちに話を聞いたり、協力を依頼します。

## 解決



どうすればいいかわかった。  
安心した。

元気になった。

あなたの代わりに気持ちや意見を伝えることもできます。



## 勧告 要請

もっとよくしていくために、他の機関に対して対応や制度の改善を求められます。

「なごもっか」は、子どもの権利を守ります。



# 令和6年度 呉の学校教育

## 未来を創る人材の育成

呉に学び 自分を磨き 未来を創る



呉市では教育大綱の目標として「若い世代が安心して子どもを産み育て、未来を創る人材を育てるまち」「文化芸術やスポーツに親しみ、生涯を通じて学ぶことができるまち」を掲げ、その実現に向けた「教育振興基本計画」を策定しています。

これらを受け、学校教育では、昨年度に引き続き「防災教育の深化」「授業改善の推進」「個を大切にしたい支援の充実」を重点施策に掲げました。日々進化していくAI技術等、時代の変化に取り残されないよう、学校教育の様々な場面でICTの効果的な活用を取り入れながら、新しい時代に求められる資質・能力を育成します。

そのために、これまで本市が進めてきた小中一貫教育の原点「中1ギャップの解消」と「自尊感情の向上」を一層大切にしたい取組を基盤とし、家庭や地域社会と協働しながら、全ての子どもたちにとって安全・安心で信頼される学校づくりを目指します。



# 呉に学び 自分を磨き 未来を創る

【呉の学校教育グランドデザイン】

“つながり”を重視した教育を展開し、新しい時代に求められる資質・能力を育成します！



## 目指す姿の“つながり”

心身の発達の段階や特性を踏まえ、幼児教育、小中一貫教育（小・中学校）、高等学校教育等を通じて、系統的に資質・能力を育成します。

## 家庭、地域社会との“つながり”

教育方針や特色ある教育活動の取組、子どもの状況などについて家庭や地域社会の理解を求め、協力を得るとともに、連携を図りながら教育活動を展開します。

## 異年齢や学校段階等間の“つながり”

異年齢の子どもなど、様々な人々と世代を越えた交流を通して、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を養い、自尊感情の向上を図ります。

## 「地域の人・もの・こと」との“つながり”

各中学校区の特徴を生かし、地域の人・もの・ことを活用しながら、世界につながる教育、未来につながる教育を展開します。

また、多様な学びを子どもたちが地域等で表現する“学びの発信”を大切にします。

学んだことを人生や社会に生かそうとする  
学びに向かう力、人間性等

## 生きる力

実際の社会や生活で生きて働く  
知識及び技能

未知の状況にも対応できる  
思考力、判断力、表現力等

## 生きる力

学習内容、学習対象、学習範囲を広げながら、一人一人のよい所を伸ばし、新しい時代に求められる資質・能力を育成します

## 小中一貫教育

中1ギャップの解消と自尊感情の向上のための取組を基盤とした資質・能力の育成

### 幼児教育

### 前期

### 中期

### 後期

### 高等学校教育等

小1

小2

小3

小4

小5

小6

中1

中2

中3

目指す姿

## である

- ・先生や友達にである
- ・地域の人・もの・ことにである



## かかわる

- ・地域の人・もの・こととかかわる



## つながる

- ・地域の人・もの・こととつながる



## 貢献する

- ・自他の成長のために貢献する
- ・地域社会に貢献する

## 創り出す

- ・持続可能な社会の創り手として新たな価値を創り出す



**カリキュラムマップ** 各中学校区で設定した資質・能力の育成に向け、総合的な学習の時間を核として、9年間を見通した教育活動の全体像

**呉版年間指導計画** カリキュラムマップに基づき、資質・能力を育成するために、より効果的に各教科等の単元等を配列した各学年の年間指導計画

**地域社会課題解決型キャリア教育カリキュラムなど** 持続可能な地域社会の構築に向けた探究的なカリキュラム

**呉版接続カリキュラム** アプローチカリキュラム（年長）、スタートカリキュラム（小1）  
保幼小の円滑な接続により、「育ってほしい姿」に向かうプロセスを大切に、安心して自己発揮できる教育・保育活動や環境等を創造するカリキュラム

## カリキュラム・マネジメントの充実

## 連携・協働

## 家庭・地域社会

「広島県の15歳の生徒に身に付けておいてもらいたい力」を育成します

### 自己を認識する力

自分は何が好きなのか、自分はどういう人間なのか、など、自分自身のことを理解することができる力

### 自分の人生を選択する力

自分の将来の夢や目標、自分がやりたいことなどについて、自分で考え、選択し、自分の意志で決めることができる力

### 表現する力

自分自身のこと、自分の考えや思いを、相手に理解してもらえよう工夫しながら伝えることができる力

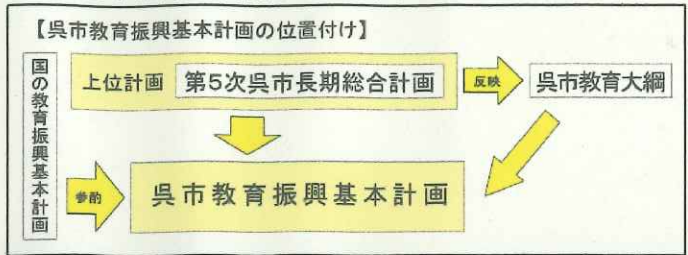
# 呉市教育振興基本計画

呉市では、社会情勢等を踏まえながら、中期的かつ総合的な展望を持ち、教育行政を計画的・体系的に進めるため、令和4年3月、「呉市教育振興基本計画」を策定しました。

本計画では、目標を「未来を創る人材を育てる」とし、3つの基本施策を展開しています。

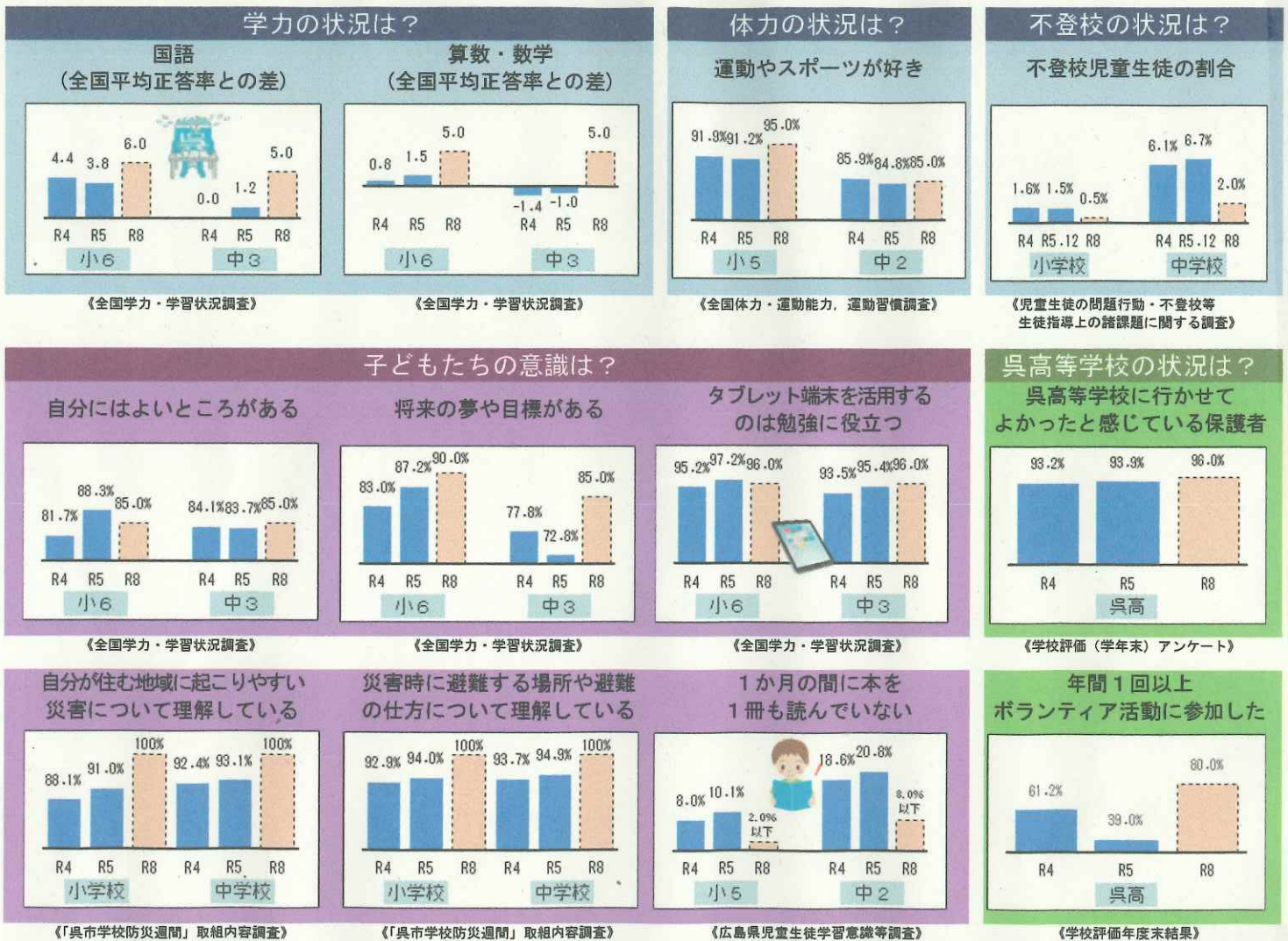
**基本施策**

- 義務教育の充実
- 高等学校教育の充実
- 安全・安心な教育環境の充実



## 呉市の子どもたちの状況

(R8は「呉市教育振興基本計画」における目標値)



## 令和6年度 「呉の学校教育」重点施策

令和6年度、呉市では「安全・安心で信頼される学校」づくりを基盤としながら、「防災教育の深化」「授業改善の推進」「個を大切にした支援の充実」の3つを重点施策として取組を進めます。

防災教育の深化

授業改善の推進

個を大切にした支援の充実

### 防災教育の深化

～「自分の命は自分で守る力」を育成します～

ICTの  
効果的  
活用

地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育

#### ◆ 呉市学校防災週間（7月6日を含む1週間）



避難所生活の模擬体験 防災朝会 防災士からの話 防災意識を高める掲示

**生徒会による出前授業**  
中学生が中学校区の小学校に出向き、防災教育の出前授業を実施

#### ◆ 「呉市防災教育のための手引き」を活用した実践

※義務教育9年間を見通し、土砂災害・洪水・高潮に重点を置いたカリキュラム

【算数科】「重さ」の単元を通して、避難する時に自分に必要な防災グッズを選び、3kgの防災リュックをつくる学習



各学校の実態に合った取組を充実させ、主体的に行動する態度を養います！

#### ◆ 土砂災害対応携帯マニュアル（毎年、出水期前に全ての子どもたちへ配付）

家庭を巻き込んだ取組を進めます。



全ての子どもが家庭に持ち帰り、保護者と話し合いながら自分の避難場所や避難経路、避難のタイミングなどについて確認します。

#### ◆ 家庭・地域を巻き込んだ防災教育



参観日での防災授業 地域合同防災訓練  
学校・家庭・地域が連携し、ともに防災力を高めます。

#### ◆ 呉市防災教育研修会

（講師を招き、防災に関する専門的な研修）



教職員研修を充実させます。

### 授業改善の推進

～子どもの主体的な学びを実現します～

ICTの  
効果的  
活用

全ての教職員で進める授業づくり

#### ◆ 生徒指導の実践上の視点

- ・自己存在感の感受
- ・共感的な人間関係の育成
- ・自己決定の場の提供
- ・安全・安心な風土の醸成



子どもの具体的な姿を思い浮かべながら、児童生徒理解に基づいた授業づくりを行います。

自分のやろうと思うことを自分のペースで進めることができる。SSRがあれば学校しやすい。

#### ◆ 特別支援教育の視点を取り入れた全ての子どもが「分かる・できる」ための工夫

- ・場の構造化（物の配置などの固定化）
- ・学習ルール（発表の仕方）の設定
- ・時間の構造化（単元や授業の流れなど）
- ・モデル・ヒント・観点・視点の提示
- ・動作化・作業化
- ・肯定的な評価（自己評価・他者評価・相互評価等）



友達と話し合ったら分かったよ。なぜだろう。

#### ◆ 子どもの問いを生かした「考える授業づくり」

- ・子どもが生み出す問いの活用
- ・子どもの問いを基にした学習課題の設定
- ・問いの解決に向けた「思考を促す発問」の工夫
- ・振り返りの充実



先生が話しすぎず、子どもの思考の時間を確保します。

どうしたらいいのかな。

#### 小中で進める授業改善

#### ◆ 呉市「学びの革新」推進研修会



各校の「学びの革新」推進担当教員を対象に、研修を行います。

#### ◆ 小中で創る「未来の学び」実践事業



小中一貫教育を基盤とし、20年後、30年後に役立つ資質・能力の育成に向けて、中学校区で研究を進めます。



（授業改善の推進）

### 個を大切にしたい支援の充実

～一人一人の実態や思いに寄り添います～

ICTの  
効果的  
活用

個に応じた支援と居場所づくり

#### ◆ SSR（スペシャルサポートルーム）



県SSR：吉浦中、阿賀小(R5)  
市SSR：白岳小、横路小、仁方中、昭和中(R5)  
独自にSSRを設置する学校も増えています。

#### ◆ 呉市教育支援センター（つばきルーム）



中央ルーム、延焼ルーム、安齋ルームの3ルーム各教室とも2名の指導員により対応  
令和6年度、「呉市適応指導教室」から「呉市教育支援センター」へ名称変更

#### 居場所 づくり

#### ◆ SCHOOL'S（広島県教育支援センター）

東広島市八本松の県立教育センター内に設置。来室利用やオンライン利用が可能です。

#### ◆ フリースクール

学校はフリースクールとも連携します。

#### ◆ 相談窓口の紹介



相談することの大切さを伝え続け、相談には寄り添って対応します。

#### ◆ スクールカウンセラーの活用

- ・県のSCを各中学校区に1名派遣
- ・呉市のSCを4名配置(うち1名は事務局)



個に応じた支援

#### ◆ 支援のための会議



スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーにも助言を得ながら、情報共有したり、支援の具体を検討したりします。個別の教育支援計画等も活用します。

#### ◆ 関係機関との連携

- ・特別支援学校(巡回相談の活用)
- ・少年サポートセンターひがしひろしま
- ・広島国際大学心理臨床センター等

## 安全・安心で信頼される学校

学校における働き方改革の推進

～ 児童生徒が安心して学び、成長する場としての居場所 ～

教職員による不祥事の根絶

## 呉市が進める小中一貫教育

呉市では、平成19年度から全ての中学校区で小中一貫教育に取り組んでいます。その目的は、「中1ギャップの解消」と「自尊感情の向上」を基盤として、新しい時代に求められる資質・能力を子どもたちに育成することです。

### 資質・能力の育成

中1ギャップの解消

自尊感情の向上



小中乗り入れ授業



異学年交流



小中合同研修会



小中一貫教育推進コーディネーター研修会

「小中一貫教育」を進める呉の学校 ～一体型、分離型、義務教育学校～

これまで積み重ねてきた小中一貫教育の取組を基盤として、それぞれの形態で、特色を生かした取組を進めます。

一体型	分離型	義務教育学校
<p>中学校と小学校の施設が一体化している中学校区です。</p> <p>4中学校区が施設一体型（広南、警固屋、呉中央、倉橋）</p>	<p>中学校と小学校の施設が離れている中学校区です。</p>	<p>呉市立天応学園</p> <p>9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施した学校です。</p>

コミュニティ・スクールを導入しました。

# 令和6年度 小学校・中学校・義務教育学校の取組の紹介

## 学びの充実に向けて取り組んでいます！

### ◆ GIGAスクール構想の着実な推進



- ・ 学習支援アプリ「ロイノート・スクール」で仲間とともに創る学びを支援
- ・ AI型デジタルドリルで一人一人に応じた学びを支援
- ・ 上記の学びを一体的に充実させ、新しい時代に求められる力を育成

### ◆ 英語教育の充実



- ・ 5ラウンドシステムを取り入れた中学校英語授業
- ・ 外国人講師（ALT16名）を活用した英語授業
- ・ ALTと生徒が、オンラインでつながる英会話授業の実施

### ◆ 幼保小の連携



- ・ 『育ちと学びをつなぐ』幼保小連携・接続の充実事業」による研修会等の実施
- ・ 「呉版アプローチカリキュラム」, 「呉版スタートカリキュラム」に基づいた幼保小連携の推進

## 一人一人の状況に応じて支援します！

### ◆ 不登校や不登校傾向、障害のある児童生徒へ



- ・ 生徒指導員(11名)
- ・ 学校教育指導補助員(58名)
- ・ 学校生活適応支援員(3名)
- ・ 特別支援学級指導員(58名)
- ・ 校内SSR支援員(4名)
- ・ 呉市教育支援センター支援員(6名)

### ◆ 日本語指導が必要な児童生徒へ



- ・ 外国籍等の子どもの受入体制の充実
- ・ 授業や懇談会における母国語通訳による支援(人権教育相談員)
- ・ 学校通信等の翻訳
- ・ 日本語指導のための講師(非常勤)措置

### ◆ 就学が困難な児童生徒へ



- ・ 経済的に困っている家庭への就学支援
- ・ 遠距離等通学費に対する支援
- ・ スクールバス・タクシーによる通学支援

## 安全・安心で快適な教育環境の整備をします！

### ◆ 特別教室等への空調整備やトイレの洋式化



- ・ 耐震補強工事や建替工事(坪内小, 宮原小, 港町小)
- ・ 特別教室等の空調整備
- ・ トイレの洋式化(目標: R7洋式化率91.4%)
- ・ 天応学園の既存校舎の改修等

## 豊かな心と身体を育成します！

### ◆ 命を大切に教育



- ・ 学校とスクールカウンセラーによるアンガーマネジメント等の授業の実施
- ・ 各教科において命を大切に教育との関連を図った授業づくり
- ・ 相談窓口の周知など、「SOSの出し方に関する教育」の実施

### ◆ 学校図書館の充実



- ・ 学校と学校司書(15名)が共に進める学校図書館の整備・充実
- ・ 各教科等における学校図書館の理活用の促進
- ・ 読み聞かせや推薦図書を紹介など、読書習慣の形成に向けた取組
- ・ 読書習慣の形成を支える環境整備

### ◆ ふるさと文化探訪, リンクアップコンサート等



- ・ 呉の文化や歴史に触れるふるさと文化探訪
- ・ 呉市立美術館・蘭島閣美術館の見学
- ・ オーケストラ鑑賞教室(リンクアップコンサート)や地域等の講師による洋楽鑑賞会・邦楽鑑賞会

### ◆ いじめ撲滅キャンペーンの実施(年間2回)



- ・ 「いじめ0」ののぼりを持つてのあいさつ運動
- ・ いじめをテーマにした道徳の授業
- ・ 「いじめ撲滅宣言文」の唱和
- ・ いじめ撲滅標語コンクールの実施『「やってない」判断するのは君じゃない』(令和5年度最優秀賞受賞作品)

### ◆ 魅力ある道徳教材の活用



- ・ 自作資料集「心豊かてたくましい 呉の子どもをはぐくむ道徳」第1集～第3集の活用
- ・ 「日本遺産を題材とした道徳学習プログラム」の活用

### ◆ 健康・体力の推進



- ・ トップアスリートによる体育の授業や部活動指導
- ・ 「くれ・チャレンジマッチ・スタジアム」の活用(ホームページを通じて楽しく競い合える種目に学級単位で参加)

### ◆ 笑顔生み出す中学校給食の実現



R6	仁方, 郷原, 阿賀, 和庄, 東畑, 両城, 吉浦
R7	白岳, 広中央, 横路, 片山, 呉中央, 昭和, 昭和北

広南及び天応学園はR5に導入

# 令和6年度 呉高等学校の取組の紹介

呉高等学校は唯一の呉市立高等学校です。将来の職業選択を視野に入れた進路学習等を重視する総合学科の特色を踏まえ、3年間を見通した計画的なキャリア教育に取り組んでいます。また、令和6年度からコミュニティ・スクールを導入します。



フロンティア I



フロンティア II



部活動



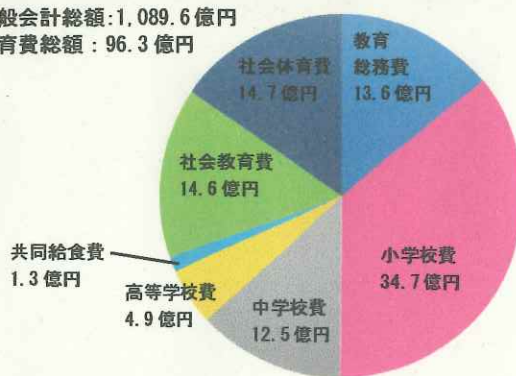
ボランティア活動

## 市立学校の概要

## 教育費予算内訳

	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校
学校数	34	24	1	1
児童生徒数	8,559	4,781	269	456
学級数	416	206	13	12

一般会計総額: 1,089.6億円  
教育費総額: 96.3億円

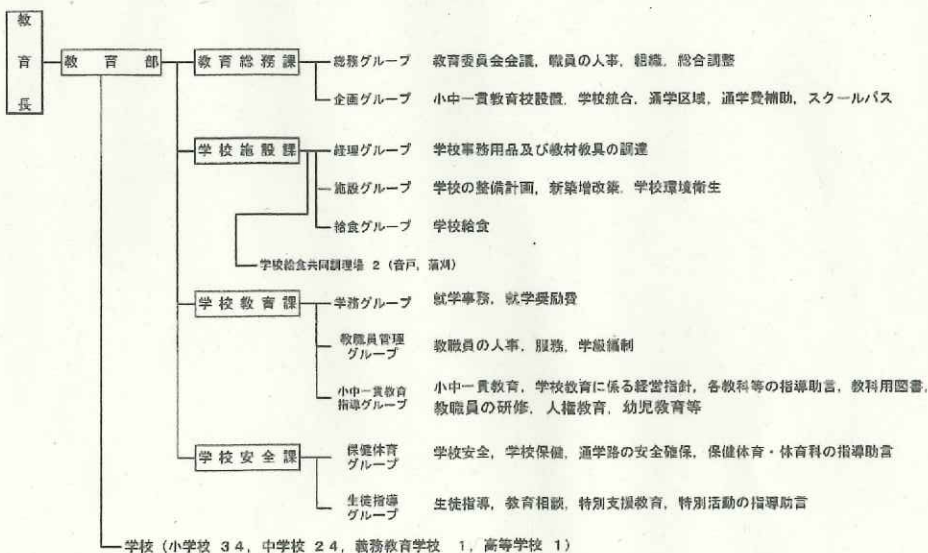


最新の児童生徒数等は  
こちらへ



※学校数以外の数値は令和6年3月1日現在

## 機構及び事務分掌、問い合わせ先



- ◇転校、転学に関すること (0823)25-3453
- ◇就学援助に関すること (0823)25-3568
- ◇通学バスに関すること (0823)25-3625

◇いじめ、不登校  
特別支援教育に関すること (0823)25-3459

◇体罰・セクハラ相談  
パワハラ相談 (0823)25-3614



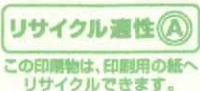
「歴史とものづくり  
のまち」呉の主な  
あゆみ



小中一貫教育  
関係法令等



呉市が進める  
小中一貫教育の  
あゆみ



呉市教育委員会事務局 〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号

教育総務課 (0823)25-3483 学校施設課 (0823)25-3446

学校教育課 (0823)25-3454 学校安全課 (0823)25-3459